

V 学内諸規則等

1. 筑波大学学群学則

平成 16 年 4 月 1 日
法人規則第 10 号

改正 平成 16 年 法人規則第 24 号
平成 16 年 法人規則第 27 号
平成 17 年 法人規則第 2 号
平成 17 年 法人規則第 36 号
平成 17 年 法人規則第 47 号
平成 17 年 法人規則第 51 号
平成 17 年 法人規則第 65 号
平成 18 年 法人規則第 4 号
平成 19 年 法人規則第 27 号
平成 19 年 法人規則第 43 号
平成 20 年 法人規則第 24 号
平成 21 年 法人規則第 1 号
平成 21 年 法人規則第 5 号
平成 21 年 法人規則第 29 号
平成 21 年 法人規則第 32 号
平成 22 年 法人規則第 24 号
平成 23 年 法人規則第 38 号
平成 23 年 法人規則第 47 号
平成 23 年 法人規則第 61 号
平成 24 年 法人規則第 29 号
平成 24 年 法人規則第 56 号
平成 25 年 法人規則第 36 号
平成 26 年 法人規則第 24 号
平成 27 年 法人規則第 24 号
平成 28 年 法人規則第 34 号
平成 29 年 法人規則第 14 号
平成 29 年 法人規則第 21 号
平成 30 年 法人規則第 6 号
平成 30 年 法人規則第 52 号
平成 31 年 法人規則第 11 号
令和 元年 法人規則第 7 号
令和 2 年 法人規則第 6 号
令和 2 年 法人規則第 7 号
令和 2 年 法人規則第 33 号
令和 2 年 法人規則第 39 号
令和 2 年 法人規則第 47 号
令和 3 年 法人規則第 2 号
令和 3 年 法人規則第 18 号
令和 4 年 法人規則第 5 号
令和 4 年 法人規則第 6 号
令和 5 年 法人規則第 5 号

筑波大学学群学則

目次

- 第1章 総則（第1条・第1条の2）
- 第2章 学群・学類等の目的、修業年限及び在学年限並びに教育研究活動等状況の公表（第1条の3—第4条の2）
- 第3章 学年、学期及び休業日（第5条—第7条）
- 第4章 入学等（第8条—第22条）
- 第5章 教育課程、履修方法等（第23条—第38条）
- 第6章 卒業及び学位授与（第39条—第41条）
- 第7章 授業料（第42条—第46条）
- 第8章 休学、転学、留学及び退学（第47条—第54条）
- 第9章 収容定員及び入学定員（第55条）

第10章 修学及び学生生活の支援等（第56条—第58条の2）

第11章 賞罰（第59条—第64条）

第12章 学生居住施設（第65条—第68条）

第13章 科目等履修生等（第69条—第72条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法人規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条に規定する国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）が設置する筑波大学の学群及び総合学域群の修業年限、教育課程、収容定員その他学生の修学上必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第1条の2 この法人規則において「学群」とは、学士課程において教育課程を実施するために設置する学群、学類、グローバル教育院及びグローバル教育院に置く学位プログラム（学士課程の学位プログラムに限る。以下「学位プログラム」という。）をいう。ただし、第1条の3、第2条の2第1項、第19条第4項、第20条、第21条第1項、第30条第2号及び第55条にあっては、学士課程において教育課程を実施するために設置する学群をいう。

第2章 学群・学類等の目的、修業年限及び在学年限並びに教育研究活動等状況の公表

（学群・学類・学位プログラム・総合学域群の目的）

第1条の3 学群又は学類ごとの人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的（次項及び第4項において「人材養成目的」という。）は、学群長が部局細則で定める。

2 学位プログラムの人材養成目的は、法人細則で定める。

3 総合学域群の教育上の目的は、総合学域群長が部局細則で定める。

4 学群長が第1項の人材養成目的を定め、又は改廃する場合は、教育を担当する副学長の承認を得なければならない。

5 学群長が第1項の部局細則を定め、又は改廃する場合は、人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群及び医学群にあっては学類教育会議及び学群運営委員会、体育専門学群及び芸術専門学群にあっては専門学群教育会議の議を経なければならない。

6 第2項の法人細則を定め、又は改廃する場合は、グローバル教育院会議の議を経なければならない。

7 総合学域群長が第3項の部局細則を定め、又は改廃する場合は、総合学域群運営委員会の議を経なければならない。

8 学群長又は総合学域群長は、第1項又は第3項の部局細則を定め、又は改廃した場合には、学長に報告しなければならない。

9 第25条以下において、部局細則及び法人細則を定める場合は、前4項の規定を準用する。

（修業年限）

第2条 学群の修業年限は、4年とする。

2 前項の規定にかかわらず、医学群に置かれる学校教育法（昭和22年法律第26号）第87条第2項に定める医学を履修する課程（以下「医学類」という。）にあっては、6年とする。

3 前2項の修業年限には、総合学域群において修学した期間の全部又は一部を含むものとする。

（長期履修学生の修業年限）

第2条の2 学群において、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、法人細則で定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の規定により計画的な履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）に係る修業年限は、当該課程の在学年限を超えることができない。

(修業年限の通算)

第3条 前2条の規定にかかわらず、第19条に規定する場合を除き、第24条の2に規定する特別の課程の履修により筑波大学において一定の単位を修得した者及び第69条に規定する科目等履修生として筑波大学において一定の単位を修得した者が筑波大学に入学する場合において、当該単位の修得により筑波大学の学群における教育課程の一部を履修したと認められるときは、学類教育会議、専門学群教育会議又は学位プログラム教育会議（以下「教育会議」という。）の議を経て、学群長又はグローバル教育院の教育院長（以下「グローバル教育院長」という。）

（以下「学群長等」という。）が修得した単位数その他の事項を勘案して定める期間を前2条に定める修業年限に算入することができる。ただし、その期間は、同条に定める修業年限の2分の1を超えてはならない。

(在学年限)

第4条 学群の在学年限は、6年とする。

2 前項の規定にかかわらず、医学類の在学年限は、9年とする。

3 総合学域群の在学年限は、2年とする。

4 前3項の規定にかかわらず、総合学域群から移行した学生の移行後の在学年限は、第1項又は第2項の年数から、総合学域群の在学期間を差し引いた期間とする。

(教育研究活動等状況の公表)

第4条の2 筑波大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動等の状況を公表するものとする。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 次条に規定する春学期及び秋学期の入学者に係る学年は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 春学期の入学者 4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(2) 秋学期の入学者 10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

2 前項の規定にかかわらず、教育上必要な場合には、学長は、別に学年を定めることができる。

(学期)

第6条 学年を次の2学期に分けるものとし、それぞれの期間は、次のとおりとする。

(1) 春学期 4月1日から9月30日まで

(2) 秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育上必要な場合には、学長は、別に学期の期間を定めることができる。

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 開学記念日 10月1日

(5) 春季休業 2月1日から4月4日まで

(6) 夏季休業 8月1日から9月30日まで

(7) 冬季休業 12月27日から翌年1月6日まで

2 教育研究上必要な場合には、学長は、教育研究評議会の議を経て、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 教育研究上必要な場合には、学長は、教育研究評議会の議を経て、第1項に規定するもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学等

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、教育上支障がないときは、法人細則で定めるところにより、学期の始めとすることができます。

(入学資格)

第9条 筑波大学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校を卒業した者
- (3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第3号の規定により、文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 学校教育法施行規則第150条第4号の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者として文部科学大臣が指定した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (9) 筑波大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学者選抜に関する基本方針等)

第10条 学長は、教育研究評議会の議を経て、入学者選抜に関する基本方針を定める。

2 学長は、毎年度、前項で定めた基本方針に基づき、入学者選抜の実施方法の概要を告示する。

(入学の出願)

第11条 筑波大学への入学を志願する者（次項において「入学志願者」という。）は、入学願書に法人細則で定める書類を添えて、願い出なければならない。

2 入学志願者は、前項の出願に当たっては、別表第1に定める額の検定料を納付しなければならない。ただし、学長が特に定める場合は、この限りでない。

(入学者選抜)

第12条 前条の出願をした者について、法人細則で定めるところにより、入学者選抜を行う。

2 入学者選抜の種類は、一般選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜及びグローバル選抜とする。

3 入学者選抜の方法は、書類審査、学力試験、小論文、面接又は実技試験によるものとする。

(法人細則への委任)

第13条 第8条から前条まで及び次条第1項に規定するもののほか、入学者選抜等に関し必要な事項は、法人細則で定める。

(特別な組織)

第14条 第10条各項に規定する入学者選抜に関する基本方針及び入学者選抜の実施方法の概要に基づき入学者選抜を円滑に行い、第23条第3項に規定する学群の教育課程の編成方針に基づき適切な教育課程を編成し、並びに第56条第2項に規定する学生の円滑な修学及び学生生活の支援並びに指導助言に関する基本方針に基づき必要な措置及び指導助言を効果的に行うため、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織を置くものとする。

2 前項の特別な組織の組織及び運営については、法人規程で定める。

(入学手続及び入学許可)

第15条 入学者選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者であつて筑波大学への入学を希望するものは、所定の期日までに法人細則で定める書類を提出するとともに、別表第1に定める額の入学料を納付しなければならない。ただし、入学料の納付について学長が特に定める場合は、この限りでない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者（次条に規定する入学料の免除又は第17条に規定する入学料の徴収猶予を申請している者を含む。）に入学を許可する。

3 納付された入学料は、返付しない。ただし、次条の規定により入学料を免除された場合には、免除の額に相当する額を返付することができる。

(入学料の免除)

第16条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入学料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項に規定する要件に該当する場合

(2) 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）第9条第3項に該当しない者（第44条において「施行規則第9条第3項非該当者」という。）であつて、入学前1年以内において、当該者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は当該者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合

(3) その他学長が相当と認める事由があるものとして法人規程で定めるものに該当する場合

(入学料の徴収猶予)

第17条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入学料の徴収を猶予することができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合

(3) その他学長が相当と認める事由があるものとして法人規程で定めるものに該当する場合

(法人規程への委任)

第18条 前2条に規定するもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(国費外国人留学生等の入学の特例)

第18条の2 第11条から第13条まで及び第15条から前条までの規定にかかわらず、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生及び日韓共同理工系学部留学生事業実施要項（平成12年8月1日文部省学術国際局長裁定）に基づく日韓共同理工系学部留学生（以下「国費外国人留学生等」という。）の入学については、別に定める。

(編入学、転入学及び再入学)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者が編入学（医学群に置かれる学類への編入学を除く。）を志願したときは、選考の上、相當年次に編入学を許可することができる。

(1) 大学（短期大学を除く。以下この号及び第3項において同じ。）を卒業した者又は大学に2年以上在学し、62単位以上修得し退学した者

(2) 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者

(3) 外国の大学又は短期大学を卒業した者

(4) 学校教育法第58条の2又は第132条の規定に該当する者

(5) 学校教育法施行規則附則第7条の規定に該当する者

2 医学群に置かれる学類への編入学については、法人規程で定める。

3 他の大学（外国の大学を含む。）に現に2年以上在学し、62単位以上修得している者が転入学を志願したときは、選考の上、相当年次に転入学を許可することができる。

4 筑波大学を卒業した者又は退学した者のうち筑波大学に1年以上在学したものが再入学を志願したときは、選考の上、相当年次に再入学を許可することができる。ただし、退学した者にあっては、退学してから2年を経過していない場合であつて、退学時に所属していた学群、学類又は総合学域群（ただし、退学時に移行する学群又は学類

が決定していた者にあっては当該学群又は学類とする。)に再入学を志望するときその他法人規則等で定める要件に該当するときに限る。

5 前各項に規定する編入学、転入学及び再入学に係る入学手続及び入学許可については、第15条の規定を準用する。

6 第1項から第4項までに規定する編入学、転入学及び再入学に係る第16条に規定する入学料の免除及び第17条に規定する入学料の徴収猶予については、第15条第1項の入学者選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者であって筑波大学への入学を希望するものの例による。

(学群又は学類間の移籍)

第20条 学生が現に所属する学群又は学類以外の学群又は学類に移籍を志願した場合は、選考の上、現に所属する学群又は学類及び移籍を志願する学群又は学類の学群長の許可を得て、当該学群又は学類の相当年次に移籍することができる。

(学類又は芸術専門学群への移行)

第21条 総合学域群の学生であって、移行する学群(体育専門学群を除く。)が決定したものは、当該学群の学群長の許可を得て、学類又は芸術専門学群に移行するものとする。

2 前項に定めるもののほか、総合学域群の学生の学類又は芸術専門学群への移行に関し必要な事項は、法人細則で定める。

(編入学者等の既に履修した授業科目等の取扱い)

第22条 第19条の規定により入学を許可された学生及び第20条の規定により移籍を許可された学生の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数及び在学年限については、教育会議の議を経て、学群長が決定する。

第5章 教育課程、履修方法等

(教育課程の編成方針)

第23条 教育課程は、筑波大学及び学群、学類、グローバル教育院又は学位プログラム(以下「学群等」という。)の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設して、体系的に編成しなければならない。

2 教育課程の編成に当たっては、学群等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮するものとする。

3 学長は、教育研究評議会の議を経て、学群の教育課程の編成方針を定めるものとする。

(教育課程の編成方法等)

第24条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 授業科目の区分は、専門科目、専門基礎科目並びに共通科目及び関連科目からなる基礎科目とし、学群等が当該年度ごとに開設する授業科目の名称、単位数及び履修方法等については、別に定める。

3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技又はこれらの併用による多様な方法により実施するものとする。

4 授業は、教育会議の議を経て、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で実施することができる。

5 授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

6 授業の一部を、筑波大学の校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(特別の課程の編成)

第24条の2 学長は、必要があると認めたときは、学校教育法第105条の規定に基づく筑波大学の学生以外の者を対象とした特別の課程(次項において「特別の課程」という。)を編成するものとする。

2 前項に定めるもののほか、特別の課程の編成に関し必要な事項は、別に法人規則で定める。

(主専攻分野)

第25条 学群長及びグローバル教育院長は、学生が重点的に履修すべき授業科目の範囲を定めた主専攻分野を置く。

2 前項の主専攻分野は、部局細則（学位プログラムにあっては法人細則。以下同じ。）で定めるものとする。

(主専攻及び副専攻)

第25条の2 学生は、前条第1項の主専攻分野のうちから、入学した年次の終了時以降に主専攻を選択するものとする。ただし、入学した年次において主専攻が決定している者にあってはこの限りでない。

2 主専攻の決定は、部局細則で定めるところにより、学群長及びグローバル教育院長が行う。

3 学群長及びグローバル教育院長は、教育上有益と認めるときは、部局細則で定めるところにより、学群等の他の主専攻分野の一つを副専攻として学生に履修させることができる。

(教育職員の免許等に関する授業科目等)

第26条 筑波大学は、第24条の授業科目に加えて、次に掲げる授業科目を開設するものとする。

- (1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める教員の免許状で、別に示す種類及び教科の免許状の取得に必要な授業科目
- (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）に定める社会教育主事の資格の取得に必要な授業科目
- (3) 図書館法（昭和25年法律第118号）に定める司書の資格の取得に必要な授業科目
- (4) 博物館法（昭和26年法律第285号）に定める学芸員の資格の取得に必要な授業科目
- (5) 学校図書館法（昭和28年法律第185号）に定める司書教諭の資格の取得に必要な授業科目

2 前項の授業科目及びその履修方法については、別に定める。

第27条 削除

(部局細則への委任)

第28条 この法人規則及びこれに基づく法人規程又は法人細則等に定めるもののほか、教育課程の編成及びその履修に必要な事項は、部局細則で定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第28条の2 学群は、それぞれの教育課程における授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施しなければならない。

2 総合学域群は、修学支援及び学生生活支援の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施しなければならない。

3 学群及び総合学域群は、前2項の実施結果について、毎年度、教育を担当する副学長に報告しなければならない。

(社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制)

第28条の3 筑波大学は、筑波大学及び学群等又は総合学域群の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの能力を発揮し、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施、厚生補導等を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第28条の4 学群長及びグローバル教育院長は、学生に対して、授業科目の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学群長及びグローバル教育院長は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客觀性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(単位の授与に関する基本方針)

第29条 学長は、教育研究評議会の議を経て、授業科目の単位の授与等に関する基本方針を定めるものとする。

(単位の計算方法)

第30条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成するこ

とを標準とし、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別表第2に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別表第2に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、学群が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 学群長及びグローバル教育院長は、一の授業科目について、講義、演習、実習及び実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して、部局細則で定める時間の授業をもって1単位とする。

(卒業論文、卒業研究等の授業科目の単位の取扱い)

第31条 前条の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、学群長及びグローバル教育院長がこれらに必要な学修等を考慮して、部局細則で適当な数の単位を定めることができる。

(履修に関する基本方針等)

第32条 学長は、教育研究評議会の議を経て、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するための履修に関する基本方針を定める。

2 学長は、毎年度、前項の基本方針に基づく履修に関する統一的な取扱いを告示する。

(履修科目の登録の上限)

第33条 学群長、グローバル教育院長及び総合学域群長は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を部局細則で定めるものとする。

2 学群長、グローバル教育院長及び総合学域群長は、部局細則で定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(単位の授与)

第34条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を授与する。

2 前項の規定にかかわらず、第31条に規定する授業科目については、試験に代えて適切な方法により学修の成果を評価して単位を授与することができる。

(成績の評価)

第35条 授業科目の試験の成績は、次の各号のいずれかの評語を用いるものとする。

- (1) A+、A、B、C又はD
 - (2) P又はF
- 2 前項の評語のうち、A+、A、B及びC並びにPを合格とし、D及びFを不合格とする。
- 3 第1項第2号に定める評語を用いて評価する授業科目については、部局細則で定めるものとする。
- 4 第1項に定める評語の評価基準は、別に定める。

(他大学等における授業科目の履修等の取扱い)

第36条 学群長、グローバル教育院長及び総合学域群長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、他大学等の授業科目の履修を許可した学生が当該他大学等において修得した単位を、法人細則で定めるところにより、筑波大学における授業科目の履修により修得したものとみなす。

2 前項の規定は、外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）が行う通信教育による授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 学群長、グローバル教育院長及び総合学域群長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他法人細則で定める学修を、教育会議又は総合学域群運営委員会の議を経て、筑波大学における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。

4 学群長及びグローバル教育院長は、前3項の規定により修得したものとみなし、又は授与した単位について、教育会議の議を経て、合わせて60単位を限度として、卒業の要件となる単位として認めることができる。

(休学期間中の外国の大学等の修得単位の取扱い)

- 第36条の2 学群長、グローバル教育院長及び総合学域群長は、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間に中に
　　外国の大学等において修得した単位について、筑波大学において修得したものとみなし、認定することができる。
2 前項の規定により筑波大学において修得したものとみなすことのできる単位は、前条第4項の規定を準用する。

(入学前の既修得単位等の取扱い)

- 第37条 学群長、グローバル教育院長及び総合学域群長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学前に筑波大学
　　又は他大学等において修得した単位その他法人細則で定める単位を、教育会議又は総合学域群運営委員会の議を経て、入学後の筑波大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
2 学群長、グローバル教育院長及び総合学域群長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学前に行った第36条
　　第3項に規定する学修を、教育会議又は総合学域群運営委員会の議を経て、入学後の筑波大学における授業科目の
　　履修とみなし、単位を授与することができる。
3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は授与することができる単位については、第19条に規定する編
　　入学等の場合を除き、筑波大学において修得した単位以外のものについて、第36条第1項から第3項まで及び前
　　条第2項並びに第51条第5項の規定により筑波大学における授業科目の履修により修得したものとみなす単位
　　数と合わせて60単位を超えないものとする。

(履修関係資料の提供)

- 第38条 筑波大学は、学生が自己の学修目的に沿って体系的に授業科目を履修し、十分な学修成果をあげて円滑に
　　卒業することに資するため、教育課程、履修方法、卒業要件等を一覧的に記した資料を作成して、これを学生に提
　　供するものとする。

第6章 卒業及び学位授与

(卒業)

- 第39条 学長は、筑波大学に4年以上（医学類にあっては6年以上）在学し、所属する学群等における部局細則又
　　は法人細則に規定する卒業の要件として必要な授業科目を履修し、及びその単位を修得した学生について、人文・
　　文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群及び医学群にあっては学類教育会議及
　　び学群運営委員会、体育専門学群及び芸術専門学群にあっては専門学群教育会議、グローバル教育院にあっては学
　　位プログラム教育会議及びグローバル教育院会議の議を経て、その卒業を認定する。
2 前項の部局細則で定める卒業の要件として必要な単位数は、124単位以上（医学類にあっては196単位以上）
　　でなければならない。
3 第1項の規定により、部局細則を定めるに当たっては、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第24条第
　　4項に定める授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(早期卒業)

- 第40条 前条第1項の規定にかかわらず、学長は、筑波大学に3年以上在学した学生（医学類に在学する者を除き、
　　学校教育法施行規則第149条の規定に該当する者を含む。）が、卒業の要件として同条第2項に定める単位を優
　　秀な成績で修得したと認める場合であって、かつ、当該学生が卒業を希望する場合には、人文・文化学群、社会・
　　国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群及び医学群にあっては学類教育会議及び学群運営委員会、
　　体育専門学群及び芸術専門学群にあっては専門学群教育会議、グローバル教育院にあっては学位プログラム教育会
　　議及びグローバル教育院会議の議を経て、その卒業を認定することができる。

(学位授与)

- 第41条 筑波大学を卒業した者には、学士の学位を授与する。
2 前項の学位に付記する専攻分野の名称は、別表第3のとおりとする。
3 前2項に規定するもののほか、学位に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人規程で定める。

第7章 授業料

(授業料の納付)

第4 2条 学生は、毎年度、別表第1に定める額の授業料を納付しなければならない。ただし、学生が国費外国人留学生等である場合又は学長が特に定める場合は、この限りでない。

2 授業料の納付は、各年度に係る授業料について2期に区分して行うものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

3 授業料の納付の時期は、第1期に係るものにあっては5月、第2期に係るものにあっては11月とする。ただし、学生が申し出た場合には、第1期に係る授業料を納付するときに、第2期に係る授業料を併せて納付することができる。

4 納付された授業料は、返付しない。ただし、第4 4条の規定により授業料を免除された場合には、免除の額に相当する額を返付することができる。

5 前項本文の規定にかかわらず、第3項ただし書の規定により授業料を納付した学生の授業料の返付については、次のとおりとする。

(1) 第2期に係る授業料の納付の時期前に休学した場合には、当該授業料に相当する額を返付することができる。

(2) 第1期中に退学した場合には、第2期に係る授業料に相当する額を返付することができる。

(休学者の授業料)

第4 3条 休学を許可され、又は命ぜられた学生については、法人規程で定めるところにより、休学した日の属する月又はその翌月から復学した日の属する月又はその前月までの授業料を免除することができる。

(授業料の免除)

第4 4条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、授業料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 大学等における修学の支援に関する法律第8条第1項に規定する要件に該当する場合

(2) 施行規則第9条第3項非該当者であって、経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(3) 施行規則第9条第3項非該当者であって、授業料の各期ごとの納付の時期前6月以内(新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、学資負担者が死亡し、又は当該学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合

(4) その他学長が相当と認める事由があるものとして法人規程で定めるものに該当する場合

(授業料の徴収猶予)

第4 5条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、授業料の徴収を猶予することができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 行方不明の場合

(3) 学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合

(4) その他学長が相当と認める事由があるものとして法人規程で定めるものに該当する場合

(法人規程への委任)

第4 6条 前3条に規定するもののほか、授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、法人規程で定める。

第8章 休学、転学、留学及び退学

(休学)

第4 7条 疾病その他特別の理由により、引き続き2月以上修学することができない学生は、学群長等又は総合学域群長の許可を得て、休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる学生については、法人細則で定めるところにより、学群長等又は総合学域群長が休学を命ずる。

(休学期間)

第4 8条 前条により許可又は命ずることができる休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認め

られるときは、学群長等又は総合学域群長は、さらに1年を超えない範囲内で、休学期間の延長を許可又は命ずることができる。

- 2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。
- 3 休学期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

(復学)

第49条 休学期間に中にその理由が消滅した学生は、学群長等又は総合学域群長の許可を得て、復学することができる。

(転学)

第50条 他の大学へ入学又は転入学を志願しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第51条 学群長、グローバル教育院長及び総合学域群長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学等との協議に基づき、学生が当該外国の大学等で学修することを目的とする留学を許可することができる。

- 2 前項の許可により留学できる期間（以下「留学期間」という。）は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、学群長等又は総合学域群長は、さらに1年を超えない範囲内で、留学期間の延長を許可することができる。
- 3 留学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 4 留学期間は、第39条第1項に定める在学期間に含めることができる。
- 5 外国の大学等へ留学し修得した単位の取扱いについては、第36条第4項の規定を準用する。

(退学)

第52条 退学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

(法人細則への委任)

第53条 第47条から前条までに規定するもののほか、休学、復学、転学、留学及び退学に関し必要な事項は、法人細則で定める。

(除籍)

第54条 次の各号のいずれかに該当する学生は、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (2) 在学年限を超えた者
 - (3) 年間15単位以上（医学類にあってはこれに相当する単位又は授業科目の履修）を修得することができない者（特別の理由により、あらかじめ学群長等又は総合学域群長の許可を受けた者を除く。）
 - (4) 第48条第1項及び第2項に規定する休学期間を超えて、なお修学できない者
 - (5) 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が不許可となった者若しくは半額免除が許可となった者で、所定の期日までに入学料を納付しないもの又は徴収猶予が許可となった者で、徴収猶予期間を超えて、なお入学料を納付しないもの
- 2 前項に規定するもののほか、除籍に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 収容定員及び入学定員

(収容定員及び入学定員)

第55条 学群又は学類ごとの収容定員及び入学定員は、別表第4のとおりとする。

第10章 修学及び学生生活の支援等

(修学及び学生生活の支援並びにクラス)

第56条 法人は、学生の円滑な修学及び学生生活を支援するために必要な措置を講じるとともに、必要な指導助言

を行うことに努めなければならない。

- 2 学長は、教育研究評議会の議を経て、前項の学生の円滑な修学及び学生生活の支援並びに指導助言に関する基本方針を定める。
- 3 学長は、前項で定めた基本方針に基づき、学生の円滑な修学のための支援及び円滑な学生生活のための支援について、統一的な取扱いを告示するものとする。
- 4 学生の円滑な修学及び学生生活の支援並びに指導助言を行うため、クラスを設けるものとする。
- 5 前項のクラスに関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人規程で定める。

(学生の活動)

第57条 学生団体の設立、集会、掲示その他の学生の活動に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人規程で定める。

(学生の行為の制限)

第58条 学生は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 学期末試験その他の試験の適正な実施を妨げること。
- (2) 法人の施設、設備及び環境を損なうこと。
- (3) この法人規則その他の法人の規則の規定に反すること。
- (4) 秩序を乱し、その他学生の本分に反すること。

(学生証)

第58条の2 学長は、学生が入学（編入学、転入学及び再入学を含む。）したとき、他の学群等へ移籍したとき又は学類若しくは芸術専門学群へ移行したときは、学生証を交付するものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、学生証に関し必要な事項は、法人細則で定める。

第11章 賞罰

(学生表彰)

第59条 学長は、学生表彰を行うことができる。

- 2 学長が学生表彰を行う場合には、学生生活を担当する副学長の下に置かれる委員会において、その選考を行う。
- 3 学生表彰に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(懲戒)

第60条 学長は、この法人規則その他の法人の規則に違反した学生又は学生としての本分に反する行為をした学生を懲戒することができる。

- 2 前項の懲戒の種類は、懲戒退学、停学及び訓告とする。
- 3 学長が懲戒を行う場合には、第1項に定める事由に該当するか否かについて、学生生活を担当する副学長の下に置かれる委員会において、事実の調査及び確認を行うことを常例とする。
- 4 学長が懲戒を行った場合は、学籍簿にその旨を記載する。

(懲戒退学)

第61条 懲戒退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
 - (2) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (3) 秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 2 学長は、懲戒退学を行う場合には、教育研究評議会の議を経るものとする。

(停学)

第62条 停学の期間は、1年6月を超えない範囲で定めるものとする。

- 2 停学の期間は、在学年限に算入し、修業年限に算入しない。ただし、1月を超えないときは、修業年限に算入することができる。

3 学長は、停学を命じる場合には、教育研究評議会の議を経るものとする。

(訓告)

第63条 学長は、訓告を行う場合には、教育研究評議会の議を経るものとする。

(法人規程への委任)

第64条 第60条から前条までに規定するもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人規程で定める。

第12章 学生居住施設

(学生居住施設)

第65条 法人は、学生の円滑な修学を支援するために、学生居住施設を設置する。

2 学生居住施設の管理及び運営に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(寄宿料の納付)

第66条 学生居住施設に居住する学生は、別表第1に定める額の寄宿料を納付しなければならない。

2 納付された寄宿料は、返付しない。ただし、次条の規定により寄宿料を免除された場合には、免除の額に相当する額を返付することができる。

(寄宿料の免除)

第67条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、寄宿料を免除することができる。

- (1) 学生又は学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合
- (2) その他学長が相当と認める事由があるものとして法人規程で定めるものに該当する場合

(法人規程への委任)

第68条 前2条に規定するもののほか、寄宿料の納付及び免除に関し必要な事項は、法人規程で定める。

第13章 科目等履修生等

(科目等履修生)

第69条 学長は、筑波大学において一又は複数の授業科目を履修することを志願した者を、選考の上、科目等履修生とすることができます。

2 科目等履修生が授業科目を履修し、その試験に合格した場合には、所定の単位を授与する。

3 前2項に規定するもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人細則で定める。

(研究生)

第70条 学長は、筑波大学において特定の専門事項について研究することを志願した者を、選考の上、研究生とすることができる。

2 前項に規定するもののほか、研究生に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人細則で定める。

(特別聴講学生)

第71条 学長は、他大学等又は外国の大学等との協議に基づき、それらの学生であって、筑波大学において授業科目を履修することを志願したものを、法人細則で定めるところにより、特別聴講学生とすることができます。

2 前項に規定するもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人細則で定める。

(日本語研修生)

第71条の2 学長は、外国人留学生等日本語研修コースの日本語予備教育コースを受講する者を、日本語研修生とすることができます。

2 前項に規定するもののほか、日本語研修生に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、部局細則で定める。

(科目等履修生等の授業料等)

第72条 第69条第1項又は第70条第1項の規定により、科目等履修生又は研究生となることを志願する者は、出願のときに法人規程で定める額の検定料を納付しなければならない。ただし、法人規程で定める場合は、この限りでない。

2 第69条第1項又は第70条第1項の選考に合格した者が科目等履修生又は研究生となることを希望するときは、入学手続のときに、法人規程で定める額の入学料及び授業料を納付しなければならない。ただし、法人規程で定める場合は、この限りでない。

3 第71条第1項の規定により、特別聴講学生となることを志願する者は、入学手続のときに、法人規程で定める額の授業料を納付しなければならない。ただし、法人規程で定める場合は、この限りでない。

4 前3項に規定するもののほか、科目等履修生、研究生及び特別聴講学生の検定料、入学料及び授業料に関し必要な事項は、法人規程で定める。

附 則

1 この法人規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 国立大学法人法附則第17条の規定により国立大学法人の成立の際、図書館情報大学に在学する学生は、当該大学を卒業するため必要であった教育課程の履修を、筑波大学において行うものとし、筑波大学は、そのため必要な教育を行うものとする。

3 図書館情報大学を卒業するため必要であった教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、法人細則で定める。

4 第19条第4項に規定する筑波大学には、図書館情報大学を含むものとする。

附 則 (平16.4.15法人規則24号)

この法人規則は、平成16年4月15日から施行する。

附 則 (平16.4.22法人規則27号)

この法人規則は、平成16年4月22日から施行する。

附 則 (平17.2.24法人規則2号)

この法人規則は、平成17年2月24日から施行する。

附 則 (平17.3.24法人規則36号)

この法人規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平17.7.21法人規則47号)

この法人規則は、平成17年7月21日から施行する。

附 則 (平17.9.29法人規則51号)

1 この法人規則は、平成17年9月29日から施行する。

2 この法人規則の施行の際現に学生証の交付を受けている者については、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学学群学則第58条の2第1項の規定により交付を受けたものとみなす。

附 則 (平17.12.22法人規則65号)

この法人規則は、平成17年12月22日から施行する。

附 則 (平18.2.23法人規則4号)

1 この法人規則は、平成18年2月23日から施行する。

2 この法人規則の施行の際現に存するクラスについては、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学学群学則の規定により設けられたものとみなす。

附 則 (平19.3.22法人規則27号)

1 この法人規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成19年度、平成20年度、平成21年度、平成22年度及び平成23年度の第一学群、第二学群、第三学群、

医学専門学群及び図書館情報専門学群の学生定員は、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学学群学則（以下「新学則」という。）別表第4の規定にかかわらず次のとおりとする。

(1) 第一学群

年 度	収容定員	入学定員
平成19年度	1, 220人	※ 10人
平成20年度	820	※ 10
平成21年度	410	0

(2) 第二学群

年 度	収容定員	入学定員
平成19年度	1, 340人	※ 10人
平成20年度	900	※ 10
平成21年度	450	0

(3) 第三学群

年 度	収容定員	入学定員
平成19年度	1, 610人	※ 10人
平成20年度	1, 080	※ 10
平成21年度	540	0

(4) 医学専門学群

年 度	収容定員	入学定員
平成19年度	847人	※ 13人 ○ 5人
平成20年度	640	※ 13
平成21年度	420	0
平成22年度	200	0
平成23年度	100	0

(5) 図書館情報専門学群

年 度	収容定員	入学定員
平成19年度	510人	※ 30人
平成20年度	360	※ 30
平成21年度	180	0

備考 1 ※印を冠するものは、第3年次編入学定員である。

2 ○印を冠するものは、第2年次編入学定員である。

3 第一学群、第二学群、第三学群、医学専門学群及び図書館情報専門学群が存続する間、当該学群を卒業した者に授与する学位については、新学則別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 医学専門学群に置かれる学類（医学類を除く。）が存続する間、当該学類の専門科目、専門基礎科目及び関連科目については、新学則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平19. 6. 28 法人規則43号）

この法人規則は、平成19年6月28日から施行する。

附 則（平20. 3. 27 法人規則24号）

この法人規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平21. 1. 15 法人規則1号）

この法人規則は、平成21年1月15日から施行し、改正後の筑波大学学群学則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平21.2.26法人規則5号）

- 1 この法人規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第62条の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に懲戒該当事由があつた学生に対し懲戒を行う場合について適用し、施行日前に懲戒該当事由があつた学生に対し懲戒を行う場合については、なお従前の例による。

附 則（平21.3.19法人規則29号）

- 1 この法人規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度の医学群医学類の収容定員等は、改正後の別表第4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年 度	収容定員	入学定員
平成21年度	303人	103人 ○ 5人

備考 ○印を冠するものは、第2年次編入学定員である。

附 則（平21.4.1法人規則32号）

この法人規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平22.3.25法人規則24号）

- 1 この法人規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度の医学群医学類の収容定員等は、改正後の別表第4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年 度	収容定員	入学定員
平成22年度	413人	105人 ○ 5人

備考 ○印を冠するものは、第2年次編入学定員である。

附 則（平23.3.24法人規則38号）

- 1 この法人規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度の医学群医学類の収容定員等は、改正後の別表第4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度	収容定員	入学定員
平成23年度	526人	108人 ○ 5人

備考 ○印を冠するものは、第2年次編入学定員である。

附 則（平23.7.28法人規則47号）

この法人規則は、平成23年7月28日から施行し、改正後の筑波大学学群学則の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平23.9.29法人規則61号）

この法人規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平24.3.29法人規則29号）

- 1 この法人規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度の医学群医学類の収容定員等は、改正後の別表4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度	収容定員	入学定員
平成24年度	641人	110人 ○ 5人

備考 ○印を冠するものは、第2年次編入学定員である。

附 則（平24.7.26法人規則56号）

この法人規則は、平成24年7月26日から施行し、改正後の筑波大学学群学則の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平25.3.28法人規則36号）

年度	収容定員	入学定員
平成25年度	658人	112人 ○ 5人

- 1 この法人規則は、平成25年4月1日から施行する。
 2 平成25年度の医学群医学類の収容定員等は、改正後の別表4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

備考 ○印を冠するものは、第2年次編入学定員である。

附 則（平26.3.27法人規則24号）

- 1 この法人規則は、平成26年4月1日から施行する。
 2 平成26年度の医学群医学類の収容定員等は、改正後の別表4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度	収容定員	入学定員
平成26年度	684人	121人 ○ 5人

備考 ○印を冠するものは、第2年次編入学定員である。

附 則（平27.3.26法人規則24号）

- 1 この法人規則は、平成27年4月1日から施行する。
 2 平成27年度の医学群医学類の収容定員等は、改正後の別表4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度	収容定員	入学定員
平成27年度	708人	127人 ○ 5人

備考 ○印を冠するものは、第2年次編入学定員である。

附 則（平28.3.24法人規則34号）

- 1 この法人規則は、平成28年4月1日から施行する。
 2 平成28年度及び平成29年度の医学群医学類の収容定員等は、改正後の別表第4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度	収容定員	入学定員
平成28年度	738人	135人 ○ 5人
平成29年度	765人	135人 ○ 5人

備考 ○印を冠するものは、第2年次編入学定員である。

附 則（平29.3.23法人規則14号）

- 1 この法人規則は、平成29年4月1日から施行する。
 2 平成28年度の入居に当たり、平成29年4月以降も同一居室又は同一タイプの学生宿舎に継続して入居することが許可されたものの寄宿料の額は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

単身用寄宿料(月額)			世帯用寄宿料(月額)				
一般		追越 25~27 号棟	春日 3号棟	一の矢 17~19 号棟	一の矢 36・37 号棟	春日 3号棟	
未改修 棟	改修棟					夫婦室	家族室
	春日地 区以外	春日地区					
6,700 円	8,000 円	24,200 円	10,400 円	21,000 円	23,000 円	18,400 円	26,900 円

附 則（平29.6.22法人規則21号）

- 1 この法人規則は、平成29年9月1日から施行する。

- 2 平成28年度の入居に当たり、平成29年4月以降も同一居室又は同一タイプの学生宿舎に継続して入居するこ
とが許可されたものの寄宿料の額は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

単身用寄宿料(月額)				世帯用寄宿料(月額)				
一般			追越 25~27号 棟	春日 3号棟	一の矢 17~19 号棟	一の矢 36・37 号棟	春日 3号棟	
未改修棟	改修棟						夫婦室	家族室
13,530 円	14,830 円	15,035 円	30,680 円	14,051 円	27,696 円	27,525 円	23,877 円	32,377 円

附 則 (平30. 2. 22法人規則6号)

- 1 この法人規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度及び平成31年度の医学群医学類の収容定員等は、改正後の別表第4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度	収容定員	入学定員
平成30年度	790人	135人 <input type="radio"/> 5人
平成31年度	813人	135人 <input type="radio"/> 5人

備考 ○印を冠するものは、第2年次編入学定員である。

附 則 (平30. 12. 20法人規則52号)

この法人規則は、平成30年12月20日から施行し、この法人規則による改正後の筑波大学学群学則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平31. 2. 28法人規則11号)

- 1 この法人規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、この法人規則による改正後の筑波大学学群学則（以下「新規則」という。）第2条の2、第3条及び別表第1の規定は、平成32年4月1日から施行する。
- 2 この法人規則の施行の日前に筑波大学に入学している者に係る別表第2の規定の適用については、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令元. 7. 25法人規則7号)

この法人規則は、令和元年8月1日から施行する。

附 則 (令2. 2. 27法人規則6号)

この法人規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令2. 2. 27法人規則7号)

- 1 この法人規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度及び令和3年度の医学群医学類の収容定員等は、別表第4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度	収容定員	入学定員
令和2年度	826人	134人 <input type="radio"/> 5人
令和3年度	833人	134人 <input type="radio"/> 5人

備考 ○印を冠するものは、第2年次編入学定員である。

附 則 (令2. 3. 26法人規則33号)

この法人規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令2. 6. 18法人規則39号)

この法人規則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令2. 10. 22 法人規則47号）

この法人規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令3. 2. 25 法人規則2号）

この法人規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令3. 6. 24 法人規則18号）

この法人規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令4. 2. 24 法人規則5号）

この法人規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令4. 2. 24 法人規則6号）

1 この法人規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和4年度の医学群医学類の収容定員等は、別表第4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度	収容定員	入学定員
令和4年度	832人	134人 ○ 5人

備考 ○印を冠するものは、第2年次編入学定員である。

附 則（令5. 2. 16 法人規則5号）

1 この法人規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和5年度から令和10年度までの医学群医学類の収容定員等は、別表第4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度	収容定員	入学定員
令和5年度	831人	134人 ○ 5人
令和6年度	794人	98人 ○ 5人
令和7年度	757人	98人 ○ 5人
令和8年度	721人	98人 ○ 5人
令和9年度	685人	98人 ○ 5人
令和10年度	649人	98人 ○ 5人

備考 ○印を冠するものは、第2年次編入学定員である。

別表第1（第11条、第15条、第42条、第66条関係）

(検定料、入学料、授業料)

検定料	入学料	授業料（年額）
17,000円	282,000円	535,800円

備考

- 入学者選抜において、二段階選抜（出願書類等による選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜を行うもの）をいう。次項において同じ。）を実施する場合の検定料の額については、第一段階目の選抜にあっては4,000円とし、第二段階目の選抜にあっては13,000円とする。
- 上表の規定にかかわらず、転入学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、30,000円とする。ただし、二段階選抜を実施する場合の検定料の額については、第一段階目の選抜にあっては7,000円とし、第二段階目の選抜にあっては23,000円とする。
- 上表の規定にかかわらず、長期履修学生に係る授業料の年額は、当該履修を認められた期間（以下この項において「長期履修期間」という。）に限り、上表に規定する授業料の年額に当該課程の修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

(寄宿料)

単身用寄宿料（月額）						
一般		追越 25~27 号棟	追越 27号棟 (新)	追越 28号棟	一の矢 10~16号棟	春日 3号棟
未改修棟	改修棟					
15,380円	19,410円	19,615円	31,170円	25,955円	27,900円	23,670円
						23,711円

世帯用寄宿料（月額）			
一の矢 17~19号棟	一の矢 36~37号棟	春日3号棟	
		夫婦室	家族室
33,826円	29,785円	29,177円	33,417円

短期留学・ショートステイ用寄宿料（月額）			
一の矢 6~8号棟	一の矢 31~33号棟	一の矢 34~35号棟	一の矢 38号棟
23,800円	44,000円	36,100円	30,600円

グローバルヴィレッジ寄宿料（月額）	
	35,800円

備考

- 上表において単身用宿舎（一般）の「改修棟」とは、春日地区以外にあっては追越18~21号棟、平砂1~3~7号棟及び一の矢1~5~7~22~24号棟を、春日地区にあっては春日1~2号棟をいう。
- 上表において単身用宿舎の「追越27号棟（新）」とは、追越27号棟の居室のうち109~115号室、209~215号室、309~315号室及び409~415号室をいう。
- 月の途中で入居又は退去した場合におけるその月分の寄宿料は、原則として、暦日数による日割りにより計算した額とする。なお、日割りにより計算した金額に、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額を切り捨てして算出した金額とする。

別表第2（第30条関係）

授業科目的区分	内 容	1単位当たりの授業時間
1 専門科目	当該専門分野のうちで、重点的に履修を深める分野に係る科目	講義 15 時間 演習 15 時間 実験、実習及び実技 30 時間
2 専門基礎科目	専門科目の履修のための基礎となる当該専門分野に係る科目	
3 基礎科目		
(1) 共通科目		
総合科目	学修環境に適応し、自律的にキャリア形成を始めるのを支援する科目。さらに、学問のあり方や自身との関わりについて、幅広く多様な視点から考えることにより、専門分野へ進むための確かな知的基盤を整える科目	講義 15 時間 演習 15 時間 実習 30 時間
体育	生涯スポーツの導入を図るとともに、スポーツ技能の習得、健康管理及び体力増進を目的とする科目	講義 15 時間 演習 15 時間 実技 30 時間
外国語	英語 「一般学術目的の英語 (English for General Academic Purposes, EGAP)」の運用能力向上を図りながら、世界共通語としての英語 (English as a Lingua Franca, ELF) を実践的に学ぶためのカリキュラムとなっている。これにより、国内外の学術研究及び実践的な場面での英語運用能力を養う科目 初修外国語 学群の専門教育とも連携しながら、卒業時までに世界の様々な地域の文化的・社会的多様性に対する理解を育み、複眼的視点からの思考力を身に付けることを目指して、それにふさわしい基礎としての教養と言語技能を養う科目 日本語 外国人留学生及び帰国生徒等を対象とし、大学の講義・演習に必要な力を実践的に学ぶために、読解、聴解、作文、演習別に言語技能を養う科目	演習 22.5 時間
情報	情報科学に関する基礎的な能力の養成を目的とする科目	講義 15 時間 演習 15 時間
国語	母語（日本語）への認識を深め、正確に表現する能力の養成を目的とする科目	講義 15 時間
芸術	芸術を鑑賞する力を培い、自ら制作することを学ぶ科目	講義 15 時間 演習 15 時間 実技 30 時間
(2) 関連科目		講義 15 時間 演習 15 時間 実験、実習及び実技 30 時間

備考

- 上表の規定にかかわらず、医学群看護学類及び医学群医療科学類が開設する専門科目、専門基礎科目及び関連科目に係る演習並びに実験、実習及び実技の1単位当たりの授業時間は、次に掲げるとおりとする。
 - 医学群看護学類及び医学群医療科学類が開設する専門科目、専門基礎科目及び関連科目に係る演習 30 時間
 - 医学群看護学類が開設する専門科目、専門基礎科目及び関連科目に係る実験、実習及び実技 45 時間
- 上表の規定にかかわらず、専門科目、専門基礎科目及び関連科目に係る実験、実習及び実技の1単位当たりの授業時間は、教育上特に必要と認められる場合には、45 時間とすることができます。

別表第3（第41条関係）

学群等	学士の学位及び専攻分野の名称
人文・文化学群	学士（人文学）、学士（比較文化）、学士（文学）又は学士（日本語教育）
社会・国際学群	学士（社会学）、学士（法学）、学士（政治学）、学士（経済学）、学士（国際関係学）、学士（国際開発学）又は学士（国際社会科学）
人間学群	学士（教育学）、学士（心理学）、学士（障害科学）、学士（特別支援教育学）又は学士（社会福祉学）
生命環境学群	学士（理学）、学士（生物資源学）又は学士（農学）
理工学群	学士（理学）、学士（工学）又は学士（社会工学）
情報学群	学士（情報科学）、学士（情報工学）、学士（情報メディア科学）又は学士（図書館情報学）
医学群	学士（医学）、学士（看護学）、学士（ヘルスケア）、学士（医療科学）又は学士（国際医療科学）
体育専門学群	学士（体育学）
芸術専門学群	学士（芸術学）
グローバル教育院	学士（学術）

別表第4（第55条関係）

学群	学類	収容定員（人）	入学定員（人）
人文・文化学群	人文学類	480	120
	比較文化学類	320	80
	日本語・日本文化学類	160	40
社会・国際学群	社会学類	340	80 ※ 10
	国際総合学類	320	80
人間学群	教育学類	140	* 35
	心理学類	200	50
	障害科学類	140	35
生命環境学群	生物学類	320	80
	生物資源学類	500	120 ※ 10
	地球学類	200	50
理工学群	数学類	160	40
	物理学類	240	60
	化学類	200	50
	応用理工学類	500	120 ※ 10
	工学システム学類	520	130
	社会工学類	480	120
情報学群	情報科学類	340	80 ※ 10
	情報メディア創成学類	220	50 ※ 10
	知識情報・図書館学類	420	100 ※ 10
医学群	医学類	613	98 ○ 5
	看護学類	300	70 ※ 10
	医療科学類	154	37 ※ 3
体育専門学群		960	240
芸術専門学群		400	100
合 計		8,627	2,065 ※ 73 ○ 5

備考

- 1 ※印を冠するものは、第3年次編入学定員である。
- 2 ○印を冠するものは、第2年次編入学定員である。
- 3 *印を冠するものは、初等教育学コース(15人)を含む。
- 4 学位プログラム及び総合学域群は、収容定員・入学定員を持たない。

2. 筑波大学学群学生の他大学等における授業科目の履修等に関する法人細則

平成17年7月7日
法人細則第18号

改正 平成19年法人細則第 8号
平成23年法人細則第23号
令和 2年法人細則第 6号
令和 2年法人細則第19号
令和 4年法人細則第 5号

筑波大学学群学生の他大学等における授業科目の履修等に関する法人細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、筑波大学の学士課程の学生に係る筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第36条に規定する他大学等における授業科目の履修等の取扱い、同規則第37条に規定する入学前の既修得単位等の取扱い及び同規則第51条に規定する留学に関し必要な事項を定めるものとする。

(他大学等及び外国の大学等との協議)

第2条 学群学則第36条第1項に規定する他大学等との協議及び同規則第51条第1項に規定する外国の大学等との協議は、次に掲げる事項について、人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群又は医学群にあっては学類教育会議及び学群運営委員会、体育専門学群又は芸術専門学群にあっては専門学群教育会議、グローバル教育院にあってはグローバル教育院会議、総合学域群にあっては総合学域群運営委員会（以下「教育会議等」という。）の議を経て、学長が行うものとする。

- (1) 授業科目の範囲
- (2) 対象となる学生数
- (3) 単位の認定方法
- (4) 履修期間
- (5) 授業料等
- (6) その他必要な事項

(履修又は留学の手続)

第3条 前条の協議が成立した他大学等又は外国の大学等において授業科目の履修を希望する学生は、当該他大学等又は外国の大学等が定める期間内に所定の申請ができるよう、あらかじめ、学群長、グローバル教育院の教育院長又は総合学域群長（以下「学群長等」という。）に対し、当該他大学等又は外国の大学等が定める書類をもって願い出なければならない。

2 前項に規定するもののほか、外国の大学等における授業科目の履修を希望する学生は、別に定める留学願及び留学計画書を学群長等に提出しなければならない。

(履修又は留学の許可)

第4条 前条第1項の願出があったときは、学群長等は、教育会議等の議を経て、他大学等又は外国の大学等に依頼し、その承認を得て、当該他大学等での授業科目の履修又は当該外国の大学等への留学を許可する。

2 総合学域群長は、翌年度を含む期間の外国の大学等への留学を許可した場合には、その旨を移行統括委員会に報告しなければならない。
3 学群長等は、外国の大学等への留学を許可した学生に対し、別に定める留学許可書を交付するものとする。

(履修報告書等の提出)

第5条 前条の規定により他大学等での授業科目の履修又は外国の大学等への留学を許可された学生（以下「派遣学生」という。）は、履修期間又は留学期間が終了したときは、別に定める履修報告書に成績証明書を添え、学群長等に提出しなければならない。

(履修又は留学の許可の取消し)

第6条 学長は、派遣学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、他大学等又は外国の大学等の長と協議の上、第4条の許可を取り消すことができる。

- (1) 学業成績不良で成業の見込みがないと認められるとき。
- (2) 派遣学生として他大学等又は外国の大学等の規則等に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) その他許可を取り消すべき行為があると認められるとき。

2 学長は、前項の取消しを行おうとするときは、あらかじめ、当該派遣学生に対応する教育会議等の意見を聴くものとする。

(単位の認定の対象となる学修等)

第7条 学群学則第36条第3項の法人細則で定める学修は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第29条第1項の規定に基づき文部科学大臣が別に定める学修とする。

第8条 学群学則第37条第1項の法人細則で定める単位は、学生が筑波大学入学前に、学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条に規定する特別の課程の履修により修得した単位、外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位及び科目等履修生として修得した単位とする。

(卒業の要件となる単位としての認定手続)

第9条 学群学則第36条第4項（同規則第51条第5項において準用する場合を含む。）に規定する卒業の要件となる単位として認めることを希望する学生にあっては、原則として当該履修期間終了後（留学にあっては留学期間終了後）直ちに、同規則第37条に規定する単位の認定を希望する学生にあっては、原則として学期の始めに、別に定める単位認定申請書に成績証明書等を添えて、学群長等に願い出るものとする。

2 学群長等は、前項の単位の認定を行った場合には、別に定める単位認定通知書を交付する。

3 総合学域群長が第1項に規定する単位の認定を行うことができる授業科目については、別に定める。

附 則

1 この法人細則は、平成17年7月7日から施行する。

2 この法人細則の施行の際現に派遣学生である者は、この法人細則の規定により、他大学等での授業科目の履修又は外国の大学等への留学を許可したものとみなす。

附 則（平19.3.27法人細則8号）

1 この法人細則は、平成19年4月1日から施行する。

2 第一学群、第二学群、第三学群、医学専門学群及び図書館情報専門学群が存続する間、当該学群に係る他大学等における授業科目の履修等の取扱い、入学前の既修得単位等の取扱い及び留学の取扱いについては、この法人細則による改正後の国立大学法人筑波大学学群学生の他大学等における授業科目の履修等に関する法人細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平23.9.29法人細則23号）

この法人細則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（令2.2.27法人細則6号）

この法人細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令2.10.22法人細則19号）

この法人細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令4.2.24法人細則5号）

この法人細則は、令和4年4月1日から施行する。

3. 筑波大学学群学生の休学等の身分異動に係る手続に関する法人細則

〔平成17年7月7日
法人細則第20号〕

改正 平成19年法人細則第 9号
平成23年法人細則第25号
令和 2年法人細則第20号
令和 4年法人細則第 6号

筑波大学学群学生の休学等の身分異動に係る手続に関する法人細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第47条第2項及び第53条の規定に基づき、筑波大学の学士課程の学生に係る休学、復学、転学、留学及び退学の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(休学)

第2条 学群学則第47条第1項の規定により休学（学群学則第48条第1項ただし書の規定により休学期間を延長する場合を含む。）しようとする学生は、学群長、グローバル教育院の教育院長又は総合学域群長（以下「学群長等」という。）に対し休学願を提出しなければならない。この場合において、学生は、あらかじめ、クラス担任教員又は卒業論文若しくは卒業研究の指導教員（以下「クラス担任教員等」という。）の指導助言を受けなければならない。ただし、学生がやむを得ない事情によりクラス担任教員等の指導助言を受けられないときは、この限りでない。

- 2 休学の事由が疾病であるときは、前項本文の休学願には、医師の診断書を添えなければならない。
- 3 学群長等は、第1項本文の休学願が提出されたときは、人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群又は医学群にあっては学類教育会議及び学群運営委員会、体育専門学群又は芸術専門学群にあっては専門学群教育会議、グローバル教育院にあってはグローバル教育院会議、総合学域群にあっては総合学域群運営委員会（以下「教育会議等」という。）の議を経て、休学の許可又は不許可を決定する。
- 4 総合学域群長は、翌年度を含む期間の休学を許可した場合には、その旨を移行統括委員会に報告しなければならない。
- 5 学群長等は、休学を許可したときは、学生に対し、休学許可書を交付するものとする。

(休学の命令)

第3条 学群学則第47条第2項の規定により学群長等が休学を命ずる場合は、医師の診断に基づき、教育会議等の議を経るものとする。

- 2 学群長等は、休学を命ずる場合には、学生に対し、その理由及び期間を記載した文書を交付するものとする。

(復学)

第4条 学群学則第49条の規定により復学しようとする学生は、あらかじめ、クラス担任教員等の指導助言を受け、休学の事由が疾病であるときは医師の診断書を添えて、復学願を学群長等に提出しなければならない。

- 2 学群長等は、前項の復学願が提出されたときは、教育会議等の議を経て、復学の許可又は不許可を決定する。
- 3 学群長等は、復学を許可する場合には、学生に対し、復学許可書を交付するものとする。

- 4 学生は、休学期間が終了し復学するときは、クラス担任教員等の確認を得て復学届を学群長等に提出しなければならない。この場合において、休学の事由が疾病であるときは、医師の診断書を添えるものとする。

(転学)

- 第5条 学群学則第50条の規定により他の大学へ入学又は転入学を志願しようとする学生は、あらかじめ、クラス担任教員等の指導助言を受け、受験許可願を学長に提出しなければならない。
- 2 学長は、前項の受験許可願が提出されたときは、教育会議等の議を経て、学生に対し、受験許可書を交付するものとする。
- 3 前項の許可を受けた学生が他の大学へ入学又は転入学する場合は、第7条に規定する退学の手続をとらなければならない。

(留学)

- 第6条 学群学則第51条第1項の規定に基づき学生が留学しようとするときの手続は、筑波大学学群学生の他大学等における授業科目の履修等に関する法人細則（平成17年法人細則第18号）の定めるところによる。

(退学)

- 第7条 学群学則第52条の規定により退学しようとする学生は、あらかじめ、クラス担任教員等の指導助言を受け、退学願を学長に提出しなければならない。
- 2 学長は、前項の退学願が提出されたときは、教育会議等の議を経て、退学許可書を交付するものとする。

(様式)

- 第8条 第2条から前条までに規定する願書、許可書その他の書類の様式は、別に定める。

附 則

- 1 この法人細則は、平成17年7月7日から施行する。
- 2 この法人細則の施行の際現に休学又は留学している者は、この法人細則の規定により休学又は留学を許可されたものとみなす。

附 則（平19. 3. 27 法人細則9号）

- 1 この法人細則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第一学群、第二学群、第三学群、医学専門学群及び図書館情報専門学群が存続する間、当該学群に係る休学、復学、転学、留学及び退学の手続については、この法人細則による改正後の国立大学法人筑波大学学群学生の休学等の身分異動に係る手続に関する法人細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平23. 9. 29 法人細則25号）

この法人細則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（令2. 10. 22 法人細則20号）

この法人細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令4. 2. 24 法人細則 6号）

この法人細則は、令和4年4月1日から施行する。

4. 筑波大学特別聴講学生に関する法人細則

平成 17 年 7 月 21 日
法人細則第 27 号

改正 平成 19 年法人細則第 12 号
平成 23 年法人細則第 31 号
平成 24 年法人細則第 9 号
令和 元年法人細則第 15 号

筑波大学特別聴講学生に関する法人細則

(趣旨)

第 1 条 この法人細則は、筑波大学学群学則（平成 16 年法人規則第 10 号。以下「学群学則」という。）第 71 条第 2 項及び筑波大学大学院学則（平成 16 年法人規則第 11 号。以下「大学院学則」という。）第 77 条第 2 項の規定に基づき、特別聴講学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(他大学等との協議)

第 2 条 学群学則第 71 条第 1 項に規定する他大学等又は外国の大学等及び大学院学則第 77 条第 1 項に規定する他の大学（外国の大学を含む。）（以下「他大学等」という。）との協議は、次に掲げる事項について、人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群又は医学群にあっては学類教育会議及び学群運営委員会、体育専門学群又は芸術専門学群にあっては専門学群教育会議、学術院にあっては学術院運営委員会（以下「教育会議等」という。）の議を経て、学長が行うものとする。

- (1) 授業科目の範囲
- (2) 対象となる学生数
- (3) 単位の認定方法
- (4) 履修期間
- (5) 授業料等
- (6) その他必要な事項

(受入れの許可)

第 3 条 特別聴講学生の受入れは、前条の協議が成立した他大学等からの依頼に基づき、教育会議等の議を経て、学長が許可する。

(成績証明書)

第 4 条 特別聴講学生が所定の授業科目の履修を終了したときは、学長は、学群長又は学術院長からの成績報告に基づき、成績証明書を交付するものとする。

(身分証明書)

第 5 条 特別聴講学生は、別に定める身分証明書の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(実験実習費)

第6条 実験又は実習に要する費用は、特別聴講学生の負担とすることがある。

(法人規則等の遵守)

第7条 特別聴講学生は、国立大学法人筑波大学の法人規則等（以下「法人規則等」という。）を遵守しなければならない。

(受入れ許可の取消し)

第8条 学長は、特別聴講学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、特別聴講学生を派遣した他大学等の長との協議により、特別聴講学生の受入れの許可を取り消すことができる。

- (1) 修得の見込みがないと認められるとき。
 - (2) 特別聴講学生として法人規則等に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。
 - (3) その他特別聴講学生の許可を取り消すべき行為があると認められるとき。
- 2 学長は、前項の取消しを行おうとするときは、あらかじめ、当該特別聴講学生に対応する教育会議等の意見を聞くものとする。

附 則

- 1 この法人細則は、平成17年7月21日から施行する。
- 2 この法人細則の施行の際現に受け入れている特別聴講学生については、この法人細則の規定により受け入れたものとみなす。

附 則（平19. 3. 27 法人細則12号）

- 1 この法人細則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第一学群、第二学群、第三学群、医学専門学群及び図書館情報専門学群が存続する間、当該学群に係る特別聴講学生の取扱いについては、この法人細則による改正後の国立大学法人筑波大学特別聴講学生に関する法人細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平23. 9. 29 法人細則31号）

この法人細則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平24. 3. 29 法人細則9号）

この法人細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令元. 12. 26 法人細則15号）

- 1 この法人細則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第15号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科及び当該研究科の研究科長に係る第2条及び第4条の規定の適用については、この法人細則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7. 筑波大学開設授業科目の科目番号指定について（令和5(2023)年度）

筑波大学において開設される学群の授業科目には、その開設学群・学類、区分及び分野等を表す基準の記号並びに番号を次の表のとおり定めており、履修上の便宜を図っています。

履修申請はすべてこの記号及び番号によって行われますので、間違えないように注意してください。

授業科目区分		頁	備考
共 通 科 目 等	総合科目	281	
	体 育	282	
	外 国 語 (英語・初修外国語・日本語)	284	
	芸 術	299	
	国 語	300	
	情 報	301	
	自由科目 (特設)	302	
	教職に関する科目	303	
	博物館に関する科目	307	
専門基礎科目及び専門科目		308	

(総合科目)

コード							コードの内容									
1	2	3	4	5	6	7	授業科目	総合科目的区分	1	2	3	4	開設学群・学類	5	6	7
							授業の方法									
1	1	0 1					1	総合科目	人文・文化学群	人文学類	授業科目の整理上の番号	講義				
		0 2					2		比較文化学類			演習				
2	2	0 3					3	学士基盤科目	日本語・日本文化学類			実習				
		0 4					4	学問への誘い	社会・国際学群	社会学類		講義・演習				
		0 5					0	総合科目 I		国際総合学類		その他				
4	4	0 6						学士基盤科目 -高年次向け-	人間学群	教育学類						
		0 7								心理学類						
A	A	0 8						総合科目 II (科目群A)		障害科学類						
		0 9							生命環境学群	生物学類						
B	B	1 0						総合科目 II (科目群B)		生物資源学類						
		1 1								地球学類						
C	C	1 2						総合科目 II (科目群C)	理工学群	数学類						
		1 3								物理学類						
D	D	1 4						総合科目 III (科目群D)		化学類						
		1 5								応用理工学類						
E	E	1 6						総合科目 III (科目群E)		工学システム学類						
F	F	1 7							情報学群	社会工学類						
		1 8								情報科学類						
G	G	1 9						総合科目 III (科目群F)		情報メディア創成学類						
		2 0								知識情報・図書館学類						
		2 1							医学群	医学類						
		2 2								看護学類						
		2 3								医療科学類						
		2 4						体育専門学群								
		2 5						芸術専門学群								
		2 6						その他								
		2 7						学問への誘い								
		2 8							総合学域群							
		3 0								英語プログラム						
		9 0														

(体 育)

コ 一 ド							コ 一 ド の 内 容										
1	2	3	4	5	6	7	授業科目 受講年次 区分等	授業科目の 種 類				5	6	7 授業の 方法			
								1	2	3	4						
2	1	00					1 体育	1年次必修 (基礎体育)	合 気 道				講義 演習 実技				
		01						2	ア 一 チ エ リ 一								
	2	02						2年次必修 (応用体育)	ア メ リ カン フ ッ ツ ボ ー ル								
		03							イ ン ラ イ ン ス ケ ー ト								
	3	04						3年次必修 (発展体育)	ウ ィ ン ド サ ー フ ィ ン								
		05							ウ ェ ル ネ ス ・ ス ポ ーツ								
	4	06						4年次必修 (発展体育)	ウ オ ール ク ラ イ ミ ン グ								
		07							空 手								
	5	08						1年次必修 (集中)	器 械 運 動								
		09							キ ャ ン ピ ン グ								
	6	10						3年次必修 (集中)	弓 道								
		11							剣 道								
	7	12						4年次必修 (集中)	ゴ ル フ								
		13							サ ッ カ 一								
	8	14						自由科目	シ ュ ー テ イ ニ ン グ ス ポ ーツ								
		15							柔 道								
		16							ジ ョ グ & ウ オ ー ク								
		17							水 泳								
		18							水 泳 (初 級 ・ 中 級)								
		19							ス ノ ー ス ポ ーツ								
		20							ス ポ ーツ ケ ア								
		21							ソ フ ト ボ ー ル								
		22							卓 球								
		23							ダ ン ス								
		24							つ く ば マ ラ ソ ン								
		25							テ ニ ス								
		26							テ ニ ス (中 級 ・ 上 級)								
		27							テ ニ ス の 科 学								
		28							東 洋 的 身 心 鍛 鍊 法								
		29							ト ラ ッ ク & フ ィ ール ド (集 中)								
		30							ト リ ム 運 動								
		31							賑 わい 創 造 - 地 域 を 繋 ぐ ス ポ ーツ ・ イ ベ ン ト マ ネ ジ メ ン ト 実 習								
		32							日 本 の 体 育 ・ ス ポ ーツ 文 化								
		33							ニ ュ ー ス ポ ーツ								
		34							バ ス ケ ッ ツ ボ ー ル								

コ 一 ド							コ 一 ド の 内 容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							授業科目	受講年次区分等	授業科目の種類				
		35							バドミントン				
		36							バレーボール				
		37							ハンドボール				
		38							ビーチスポーツ				
		39							水上スポーツ				
		40							フィットネストレーニング				
		41							フラッグフットボール				
		42							ボウリング				
		43							ボディ・ワーク				
		44							マリンスポーツ				
		45							野外運動				
		46							ヨツト				
		47							ランニングの世界				
		48							リフレッシュ体操				
		49							2019へのスクラム				
		50							つくばマラソン中級				
		51							野球				
		52							トラック＆フィールド				
		53							ボディ・ワーク(Ⅱ)				
		54							バスケットボール中級				
		55							親水スポーツ				
		56							日本の体育・スポーツ文化(Ⅱ)				
		57							ポタツーリング				
		58							アスレティックトレーニング				

(英語及び初修外国語)

コ 一 ド							コ 一 ド の 内 容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							授業科目	語学別科目名					授業の方法
3	1	A				2	第1外国語・第2外国語	英 語	English Critical Reading Strategies I	授業科目の整理上の番号	演 習		
		B							English Intercultural Communication I				
		C							English Integrated Skills I				
		E							English Critical Reading Strategies II				
		F							English Intercultural Communication II				
		G							English Integrated Skills II				
		H							English Reading Skills I				
		J							English Presentation Skills I				
		K							English Reading Skills II				
		L							English Presentation Skills II				
		9							英語プログラム用科目				

コード							コードの内容																							
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7																	
							授業科目	語学別 科目名	専門英語基礎演習				授業の方法																	
3	1	3 1	2	第1外国語・第2外国語	英 語	English Presentation I	授業科目の整理 上の番号	演 習	3 1	4 1	3 3	4 3	5 1	5 2	5 3	5 4	5 5	6 1	7 0	7 1	7 2	7 3	7 4	7 5	7 6	7 7	7 8	7 9	Clinical Communication in English I	Clinical Communication in English II

コード							コードの内容														
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7								
							授業科目	語学別 科目名	選択・自由科目名				授業の方法								
3	1	8 0	2	第1外国語・第2 外国語	英 語	English Pronunciation I	授業科目の整理 上の番号	演 習	8 0	8 1	8 2	8 3	8 4	8 5	8 6	8 7	1 2 3 4 5 6	TOEFL 関連科目	English Academic Writing	English Academic Presentation	English Academic Reading

コ 一 ド							コ 一 ド の 内 容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							授業科目	語学別科目名					授業の方法
3	2	A		2	第1外国語・第2外国語	ドイツ語	ドイツ語基礎A I	授業科目の整理上の番号				演 習	
		B					ドイツ語基礎B I						
		C					ドイツ語基礎A II						
		E					ドイツ語基礎B II						
		H					基礎ドイツ語A I						
		J					基礎ドイツ語B I						
		K					基礎ドイツ語A II						
		L					基礎ドイツ語B II						
		9					英語プログラム用科目						

コ 一 ド							コ 一 ド の 内 容												
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7						
							授業科目	語学別科目名	○○文化圏の言語と文化				授業の方法						
3	2	3 1		2	第1外国語・第2外国語	ドイツ語	ヨーロッパ文化圏の言語と文化IA					演 習							
		3 4					ヨーロッパ文化圏の言語と文化IBC												
		5 1					ドイツ語圏の言語と文化A												
		5 4					ドイツ語圏の言語と文化B												

コ 一 ド							コ 一 ド の 内 容												
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7						
							授業科目	語学別科目名	選択・自由科目名				授業の方法						
3	2	4 0		2	第1外国語・第2外国語	ドイツ語	応用ドイツ語講読 I					演 習							
		4 1					応用ドイツ語作文 I												
		4 2					応用ドイツ語会話 I												
		4 3																	
		4 4																	
		4 5					応用ドイツ語講読 II												
		4 6					応用ドイツ語作文 II												
		4 7					応用ドイツ語会話 II												
		4 8																	
		4 9																	

コ 一 ド							コ 一 ド の 内 容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							授業科目	語学別 科目名	選択・自由科目名				授業の方法
3	2	6 0		2	第1外国 語・第2 外国語	ドイツ語	応用ドイツ語講読 A	応用ドイツ語作文 A	応用ドイツ語会話 A		授業科目の 整理上の番号	演 習	
		6 1											
		6 2											
		6 3											
		6 4											
		6 5											
		6 6											
		6 7											
		6 8											
		6 9											

コード							コードの内容							
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	
							授業科目	語学別科目名					授業の方法	
3	3	A				2	第1外国語・第2外国語	フランス語	フランス語基礎A I	授業科目の整理上の番号	演習			
		B							フランス語基礎B I					
		C							フランス語基礎A II					
		E							フランス語基礎B II					
		H							基礎フランス語A I					
		J							基礎フランス語B I					
		K							基礎フランス語A II					
		L							基礎フランス語B II					

コード							コードの内容													
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7							
							授業科目	語学別科目名	○○文化圏の言語と文化				授業の方法							
3	3	3 1				2	第1外国語・第2外国語	フランス語	ヨーロッパ文化圏の言語と文化IIA	授業科目の整理上の番号	演習									
		3 4							ヨーロッパ文化圏の言語と文化IIBC											
		5 1							フランス語圏の言語と文化A											
		5 4							フランス語圏の言語と文化B											

コード							コードの内容														
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7								
							授業科目	語学別科目名	選択・自由科目名												
3	3	4 0				2	第1外国語・第2外国語	フランス語	応用フランス語講読 I	授業科目の整理上の番号	演習										
		4 1							応用フランス語作文 I												
		4 2							応用フランス語会話 I												
		4 3																			
		4 4																			
		4 5							応用フランス語講読 II												
		4 6							応用フランス語作文 II												
		4 7							応用フランス語会話 II												
		4 8																			
		4 9																			

コ 一 ド							コ 一 ド の 内 容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							授業科目	語学別 科目名	選択・自由科目名				授業の方法
3	3	6 0		2	第1外国 語・第2 外国語	フランス語			応用フランス語講読 A		授業科目の 整理上の番号	演 習	
		6 1							応用フランス語作文 A				
		6 2							応用フランス語会話 A				
		6 3											
		6 4											
		6 5							応用フランス語講読 B				
		6 6							応用フランス語作文 B				
		6 7							応用フランス語会話 B				
		6 8											
		6 9											

コード							コードの内容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							授業科目	語学別科目名					授業の方法
3	4	A				2	第1外国語・第2外国語	中国語	中国語基礎A I	授業科目の整理上の番号	演習		
		B							中国語基礎B I				
		C							中国語基礎A II				
		E							中国語基礎B II				
		H							基礎中国語A I				
		J							基礎中国語B I				
		K							基礎中国語A II				
		L							基礎中国語B II				

コード							コードの内容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							授業科目	語学別科目名	○○文化圏の言語と文化				授業の方法
3	4	3 1				2	第1外国語・第2外国語	中国語	東アジア文化圏の言語と文化IA	授業科目の整理上の番号	演習		
		3 4							東アジア文化圏の言語と文化IBC				
		5 1							中国語圏の言語と文化A				
		5 4							中国語圏の言語と文化B				

コード							コードの内容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							授業科目	語学別科目名	選択・自由科目名				授業の方法
3	4	4 0				2	第1外国語・第2外国語	中国語	応用中国語講読 I	授業科目の整理上の番号	演習		
		4 1							応用中国語作文 I				
		4 2							応用中国語会話 I				
		4 3											
		4 4											
		4 5							応用中国語講読 II				
		4 6							応用中国語作文 II				
		4 7							応用中国語会話 II				
		4 8											
		4 9											

コード							コードの内容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							授業科目	語学別 科目名	選択・自由科目名			授業の方法	
3	4	6 0		2	第1外国語・第2 外国語	中国語	応用中国語講読 A	授業科目の 整理上の番号	演習				
		6 1											
		6 2											
		6 3											
		6 4											
		6 5											
		6 6											
		6 7											
		6 8											
		6 9											

コード							コードの内容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							授業科目		語学別科目名				
3	5	A		2	第1外国語・第2外国語	ロシア語	ロシア語基礎A I	授業科目の整理上の番号				演習	
		B					ロシア語基礎B I						
		C					ロシア語基礎A II						
		E					ロシア語基礎B II						
		H					基礎ロシア語A I						
		J					基礎ロシア語B I						
		K					基礎ロシア語A II						
		L					基礎ロシア語B II						

コード							コードの内容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							授業科目		○○文化圏の言語と文化				
3	5	3	1	2	第1外国語・第2外国語	ロシア語	ヨーロッパ文化圏の言語と文化IV A	授業科目の整理上の番号					演習
		3	4				ヨーロッパ文化圏の言語と文化IV BC						
		5	1				ロシア語圏の言語と文化A						
		5	4				ロシア語圏の言語と文化B						

コード							コードの内容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							授業科目		選択・自由科目名				
3	5	4	0	2	第1外国語・第2外国語	ロシア語	応用ロシア語講読 I	授業科目の整理上の番号					演習
		4	1				応用ロシア語作文 I						
		4	2				応用ロシア語会話 I						
		4	3				ロシア語特設						
		4	4										
		4	5				応用ロシア語講読 II						
		4	6				応用ロシア語作文 II						
		4	7				応用ロシア語会話 II						
		4	8										
		4	9										

コード							コードの内容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
				授業科目	語学別 科目名		選択・自由科目名						授業の方法
3	5	6 0		第1外国語・第2 外国語	ロシア語	2	応用ロシア語講読 A		授業科目の 整理上の番号	演習			
		6 1					応用ロシア語作文 A						
		6 2					応用ロシア語会話 A						
		6 3											
		6 4											
		6 5					応用ロシア語講読 B						
		6 6					応用ロシア語作文 B						
		6 7					応用ロシア語会話 B						
		6 8											
		6 9											

コード							コードの内容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							授業科目	語学別科目名					授業の方法
3	6	A				2	第1外国語・第2外国語	スペイン語	スペイン語基礎A I	授業科目の整理上の番号	演習		
		B							スペイン語基礎B I				
		C							スペイン語基礎A II				
		E							スペイン語基礎B II				
		H							基礎スペイン語A I				
		J							基礎スペイン語B I				
		K							基礎スペイン語A II				
		L							基礎スペイン語B II				

コード							コードの内容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							授業科目	語学別科目名	○○文化圏の言語と文化				授業の方法
3	6	3 1			2	第1外国語・第2外国語	スペイン語	ヨーロッパ文化圏の言語と文化III A	授業科目の整理上の番号	演習			
								ヨーロッパ文化圏の言語と文化III BC					
								スペイン語圏の言語と文化A					
								スペイン語圏の言語と文化B					

コード							コードの内容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							授業科目	語学別科目名	選択・自由科目名				授業の方法
3	6	4 0		2	第1外国語・第2外国語	スペイン語	応用スペイン語講読 I	授業科目の整理上の番号	演習				
									応用スペイン語作文 I				
									応用スペイン語会話 I				
							応用スペイン語講読 II	授業科目の整理上の番号	演習				
									応用スペイン語作文 II				
									応用スペイン語会話 II				

コ 一 ド							コ 一 ド の 内 容										
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7				
							授業科目	語学別 科目名	選択・自由科目名				授業の方法				
3	6	6 0		2	第1外国 語・第2 外国語	スペイン語	応用スペイン語講読 A	応用スペイン語作文 A	応用スペイン語会話 A	授業科目の 整理上の番号	演 習						
		6 1															
		6 2															
		6 3															
		6 4					応用スペイン語講読 B	応用スペイン語作文 B	応用スペイン語会話 B								
		6 5															
		6 6															
		6 7															
		6 8															
		6 9															

コード							コードの内容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							授業科目	語学別科目名					授業の方法
3	7	A				2	第1外国語・第2外国語	韓国語	韓国語基礎A I	授業科目の整理上の番号	演習		
		B							韓国語基礎B I				
		C							韓国語基礎A II				
		E							韓国語基礎B II				
		H							基礎韓国語A I				
		J							基礎韓国語B I				
		K							基礎韓国語A II				
		L							基礎韓国語B II				

コード							コードの内容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							授業科目	語学別科目名	○○文化圏の言語と文化				授業の方法
3	7	3 1				2	第1外国語・第2外国語	韓国語	東アジア文化圏の言語と文化IIA	授業科目の整理上の番号	演習		
		3 4							東アジア文化圏の言語と文化IIBC				
		5 1							韓国語圏の言語と文化A				
		5 4							韓国語圏の言語と文化B				

コード							コードの内容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							授業科目	語学別科目名	選択・自由科目名				授業の方法
3	7	4 0				2	第1外国語・第2外国語	韓国語	応用韓国語講読 I	授業科目の整理上の番号	演習		
		4 1							応用韓国語会話 I				
		4 2											
		4 3											
		4 4											
		4 5							応用韓国語講読 II				
		4 6							応用韓国語会話 II				
		4 7											
		4 8											
		4 9											

コ 一 ド							コ 一 ド の 内 容									
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7			
							授業科目	語学別 科目名	選択・自由科目名				授業の方法			
3	7	6 0		2	第1外国 語・第2 外国語	韓国語			応用韓国語講読 A		授業科目の 整理上の番号	演 習				
		6 1														
		6 2														
		6 3														
		6 4														
		6 5							応用韓国語講読 B							
		6 6														
		6 7							応用韓国語会話 A							
		6 8														
		6 9							応用韓国語会話 B							

(日本語)

コ 一 ド							コ 一 ド の 内 容							
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	
							授業科目	語 学 别 科 目 名	受 講 対 象				班 別	授業の方法
3	9	9	0			2	第1外国語・第2 外国语	日本語	英 語 コ 一 ス	ク ラ ス	授業科	演 習		
		1	0						学群留学生及び帰国生徒	分 け に	目 の 整			
		0	1						短期留学生	よ る 班	理 上 の			
		0	2							別 の 番 号				
		2	0						Japan-Expertプログラム	号	授業科目の整			
											理 上 の 番 号			

(芸術)

コード							コードの内容							
1	2	3	4	5	6	7	1 授業科目	2	3	4	5	6	7	
									授業科目の種類				授業の方法	
4	芸術	02			2		絵画実習 日本画実習 塑造実習 書A 書B 書C 現代アート入門 イラストレーション 絵本制作 芸術(大学を開くアート・デザインプロデュース演習1) 芸術(大学を開くアート・デザインプロデュース演習2) 芸術(大学を開くアート・デザインプロデュース演習3)	授業科目の整理上の番号	授業の方法	演習				
		04				4				実習(実験・実技を含む。)				
		05				5				講義・演習				
		06				7				講義・実習				
		08				8				講義・実習				
		10								講義・演習				
		11								その他				
		12												

(国語)

コード							コードの内容											
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7					
							授業科目	区分	受講対象の学群・学類				授業の方法					
5	1	01		1	国語	国語 I	人文・文化学群	人文学類	授業科目の整理上の番号	講義								
	2	02																
		03				国語 II	比較文化学類及び日本語・日本文化学類											
		04																
		05					生命環境学群	生物資源学類										
		07																
		08					医学群	医学類										
体育専門学群							全学群											

(情報)

コード							コードの内容								
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7		
							授業科目	科目名	受学 群	講対象の 学類			授業の方法		
6	1	01					情 報	情報リテラシー (講義)	人文・文化 学群	人 文 学 類	授業科目 の整理上 の番号	講 義			
		02								比 較 文 化 学 類					
	2	03						情 報 (実習)	社会・国際 学群	日本語・日本文化学類					
		04								社 会 学 類			演 習		
	4	05						情報リテラシー (演習)	人間学群	国 际 総 合 学 類					
		06								教 育 学 類			実 習		
	5	07						データサイエンス		心 理 学 類					
		08								障 害 科 学 類					
		09						生命環境 学群	生 物 学 類						
		10								生 物 資 源 学 類					
		11								地 球 学 類					
		12						理工学群		数 学 類					
		13								物 理 学 類					
		14								化 学 類					
		15								応 用 理 工 学 類					
		16								工 学 シ ス テ ム 学 類					
		23						社会工学群		社 会 工 学 類					
		24								情 報 科 学 類					
		25								情 報 メ デ ィ ア 創 成 学 類					
		26						情 報 学 群		知 識 情 報 ・ 図 書 館 学 類					
		17								医 学 群	医 学 類				
		18								看 護 学 群	看 護 学 類				
		19								医 療 科 学 群	医 療 科 学 類				
		20								体 育 専 門 学 群					
		21								芸 術 専 門 学 群					
		22						そ の 他							
		27						総 合 学 域 群							
		30						全 学 群 共 通							
		90						英 語 プ ロ グ ラ ム							

(自由科目(特設))

コード							コードの内容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							授業科目	開設学群・学類					授業の方法
8	01	99	1 2 3 4 5 6 7 0	学内及び学外 の諸活動に係 る自由科目	人文・文化学群 社会・国際学群 人間学群 生命環境学群 理工学群 情報学群 医学群 体育専門学群 芸術専門学群 その他の各 学群	人文・文学類 比較文化学類 日本語・日本文化 学類 共通 社会学類 国際総合学類 共通 教育学類 心理学類 障害科学類 共通 生物学類 生物資源学類 地球学類 共通 数学類 物理学類 化学類 応用理工学類 工学システム学類 社会工学類 共通 情報科学類 情報メディア創成 学類 知識情報・図書館 学類 共通 医学類 看護学類 医療科学類 共通 体育専門学群 芸術専門学群 その他の各 学群	日本事情等科目 授業科目の 整理上の番 号	— 講義 演習 実習(実験 ・実技を含 む。) 講義・演習 講義・実習 演習・実習 講義・演習 ・実習 その他					
	02												
	03												
	04												
	05												
	06												
	07												
	08												
	09												
	10												
	11												
	12												
	13												
	14												
	15												
	16												
	17												
	18												
	19												
	20												
	21												
	22												
	23												
	24												
	25												
	26												
	27												
	28												
	29												
	30												
	31												
	32												
	33												

教職に関する科目及び博物館に関する科目（教職に関する科目）

コード							コードの内容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							科目区分	分野または授業科目名					授業の方法
9	1	0 0				1	教職に関する科目及び博物館に関する科目	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	こころの発達 学習の心理	授業科目の整理上の番号	講義		
		0 6							教育心理学				
	2	0 0						教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	現代教育と教育理念 教育史概論				
								教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育社会学概論 教育の法と制度 学校経営概説				
	3	0 1 0 2 0 3 0 5 0 6						道徳の理論及び指導法	道徳教育				
	4	3 0 3 1 3 2 3 3 3 4 3 5 3 6 3 7 3 8 3 9 4 0 4 1 4 2 4 3 4 5 4 6 4 8			1	4	教科の指導法に関する科目	国語科教育概論 国語科教育演習 国語科指導法 英語科教育基礎論 英語科教育概説 中等英語科教育法 ドイツ語教育概説 ドイツ語科教育法・ドイツ語指導論 フランス語教育概説 フランス語科教育法・フランス語指導論 中国語教育概説 中国語科教育法・中国語指導論 中等社会・地理歴史科教育法 中等社会・公民科教育法 社会科地理歴史指導法 社会科地理指導法 社会科公民指導法 地理歴史科指導法 公民科指導法	講義 講義・演習				

コ 一 ド							コ 一 ド の 内 容							
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	
							科目区分	分野または授業科目名						
		5 0						数学科教育概論						
		5 1						数学教育内容論						
		5 2						数学授業研究						
		5 3						数学科指導法						
		5 4						数学教材論						
		5 5						理科教育概論						
		5 6						中等理科教育論						
		5 7						中学校理科教育論						
		5 8						中学校理科教育実践論						
		5 9						福祉科指導法 I						
		6 0						福祉科指導法 II						
		6 1						農業科教育法概論						
		6 2						農業科指導法						
		6 3						技術科教育法概論						
		6 4						技術科指導法 I						
		6 5						技術科指導法 II						
		6 6						工業科指導法						
		6 7						情報科指導法 I						
		6 8						情報科指導法 II						
		6 9						保健体育科教育法概論 I						
		7 0						保健体育科教育法概論 II						
		7 1						保健体育科教育法概論 III						
		7 3						保健科教育法						
		7 4						美術科教育法概論 I						
		7 5						美術科教育法概論 II						
		7 6						美術科指導法 I						
		7 7						美術科指導法 II						
		7 8						美術科指導法演習 I						
		7 9						美術科指導法演習 II						
		8 0						造形教育論						
		8 1						工芸科教育法概論 I						
		8 2						工芸科教育法概論 II						
		8 3						工芸科指導法						
		8 4						工芸科指導法演習						
								書道科教育法						
								書道科教育法特講						

コ 一 ド							コ 一 ド の 内 容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							科目区分	分野または授業科目名					授業の方法
		8 5											
		8 6											
		8 7											
		8 8											
		8 9											
		9 0											
		9 1											
		9 2											
		9 3											
		9 4											
	5	0 1					教育 実 習	国 語				実 習	
		0 2						英 語					
		0 6						社 会					
		0 7						地 理 歴 史					
		0 8						公 民					
		0 9						数 学					
		1 0						理 科					
		1 1						福 祉					
		1 2						農 業					
		1 3						技 術					
		1 4						工 業					
		1 5						情 報					
		1 6						保 健 体 育					
		1 7						美 術					
		1 8						工 芸					
		1 9						書 道					
	6	2 2						養 護 実 習					
		0 4					教育課程の意義 及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む)	教 育 課 程 編 成 論				講 義	
		0 5						教 育 の 方 法 及 び 技 術 (情報機器の活用及び教材の活用を含む。)	教 育 の 方 法 と 技 術				
	7	0 6					特 別 の 支 援 を 必 要 と す る 幼 児 、 儿 童 及 び 生 徒 に 対 す る 理 解	特 別 支 援 教 育					
		0 1						特 別 活 動 の 指 導 法	特 別 活 動 の 理 論 と 実 践				
		0 2											
		0 3											
		0 5											
		0 6											

コ 一 ド							コ 一 ド の 内 容							
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	
							科目区分	分野または授業科目名					授業の方法	
	8	0 1						生徒指導の理論及び方法	生徒指導					
								教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談の基礎 教育相談の実際					
		0 5						進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。）の理論及び方法	進路指導・キャリア教育					
								教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。）	教 職 論					
		0 2						教職実践演習	教職実践演習（中・高） 教職実践演習（養護教諭）					
								総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法					
		0 3						教科に関する専門的事項	職 業 指 導					
									情 報 と 職 業					
		0 6						大学が独自に設定する科目	介護等体験の意義					
		0 7												
		0	0 1											
		0 5												
		0 4												

教職に関する科目及び博物館に関する科目（博物館に関する科目）

コ 一 ド							コ 一 ド の 内 容												
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7						
							科目区分	分 野	受講対象学群・学類 又は授業科目										
9	9	01		1	教職に関する科目及び博物館に関する科目	博物館に関する科目	博物館 学 I	博物館 学 II	博物館 学 III	博物館 資料保存論 I	博物館 資料保存論 II	博物館 展示論 I	博物館 展示論 II	博物館情報・メディア基礎論	博物館 教育基礎論	博物館 実習	授業科目の整理上の番号	講 義	実 習
					3														

(専門科目及び専門基礎科目)

コード							コードの内容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							学群	学類	主専攻分野等	分野			
A	A			人文・文化 学群	1	人文・文化 学群 共通	哲 学	哲 学	共 通		授業科目 の整理上 の番号	講 義	
	B	6	1		2		倫 理 学					演 習	
			2		3		宗 教 学					実習 (実験 ・実技を含 む。)	
			3		4		共 通						
			0		5		史 学	史 学	日 本 史			講義・演習	
		7	1		6		東洋史・西洋史					講義・実習	
			2-4		7		歴 史 地 球 学					演習・実習	
			5		8		共 通					講義・演習 ・実習	
			0		0		考古学・ 民俗学	考古学・ 民俗学	先史学・考古学			卒業論文又 は卒業研究	
		8	1-3		1		民俗学・文化人 類学					そ の 他	
			4-6		2		共 通						
			0		3		言 語 学	言 語 学	一般 言 語 学				
			1		4		応 用 言 語 学						
			2		5		日 本 語 学						
			3		6		中 国 語 学						
			4		7		英 語 学						
			5		8		仏 語 学						
			6		9		獨 語 学						
			7		0		露 語 学						
			8		1		そ の 他						
			9		2		共 通						
			0		3		学 類 共 通	学 類 共 通	共 通				
			1		4		そ の 他		そ の 他				
			2		5		比 較 文 化 学 類		概 論				
			3		6		学 類 共 通		専 門 導 入 基 礎 演 習				
			4		7				第 1 専 門 外 国 語				
			5		8				第 2 専 門 外 国 語				
			6		9				比 較 文 化 研 究				
C	5	0	0		1								
		1	1		2								
		2	2		3								
		3	3		4								
		4	4		5								
		5	5		6								
		6	6										

コ 一 ド							コ 一 ド の 内 容								
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7		
							学 群	学 類	主専攻分野等	分 野					
A	C	6	0								比較文化	日本・アジア 英米・ヨーロッパ フィールド文化 表現文化 文化科学 思想文化			
			1												
			2												
			3												
			4												
			5												
			6												
	E		7								専門科目 卒業論文 基礎演習	日本語・日本文化 国際・協働 Japan-Expert インターンシップ 卒業研究			
			0												
			3												
			4												
			8												
			0												
B	A	1							社会・国際 学群	学群共通 社会学類	共通 社会学 法学 政治学 经济学 その他	日本語・日本文化 国際・協働 Japan-Expert インターンシップ 卒業研究			
			1												
			2												
			3												
	B		4							専門基礎科目 必修 概論 専門英語 実践力養成 学際 共通	日本語・日本文化研修 留学生				
			0												
			5												
			1												
			3												
			4												
C	C	1	5						国際総合 学類	国際関係学 国際開発学 専門ゼミナール 卒業論文 その他 国際関係(全般)	国際関係(全般) 国際開発(全般) 専門ゼミナール 卒業論文 その他 国際関係(全般)				
			6												
			5												
			1												
			0												
			0												
			0												

コ 一 ド							コ 一 ド の 内 容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							学 群	学 類	主専攻分野等	分 野			
B	E	1	1				学類共通	国際社会科学	専門基礎科目（必修）				
			2						専門科目（必修）				
		2	1					国際社会科学	専門基礎科目（選択）				
			2						専門科目（選択）				
			3						自由科目（選択）				
C	A	1	0				人間学群	学群共通	共 通				
	B	1	1						教育学類	学類共通			
		2	1					教育学	専門科目共通				
			2						人間形成系列				
			3						学校教育開発系列				
			4						教育計画・設計系列				
			5						地域・国際教育系列				
			6						専門研究				
			7						社会教育主事養成コース				
			0						その 他				
			0						その 他				
	C	1	1					心理学類	学類共通				
		2	1						心理 学	専門科目共通			
			2						実験 心理 学				
			3						教育 心理 学				
			4						発達 心理 学				
			5						社会 心理 学				
			6						臨床 心理 学				
			0						その 他				
			0						その 他				
E	1							障害科学類	学類共通				
	2	1							障害 科 学	専門科目共通			
		2							障害 原理 論				
		3							視覚 障害 学				
		4							聴覚 障害 学				
		5							言語 障害 学				
		6							運動 障害 学				
		7							健康・高齢障害学				
		8							知的・発達・行動 ・情緒障害学				
		9							特別支援教育学				

コ 一 ド							コ 一 ド の 内 容							
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	
							学 群	学 類	主専攻分野等	分 野				
C	E	3	1								障 害 福 祉 学			
			2								物 理 療 法			
			3								障 害 福 祉 学			
			0								そ の 他			
			0								そ の 他			
E	A	1	0								共 通			
	B	1	0								学 類 共 通			
		1	1								専門基礎必修科目			
		2	2								専門必修科目			
		3	3								専門選択科目			
		4	4								そ の 他			
		5	5											
		6	6											
		7	7											
		8	8											
		9	9											
		0	0											
	C	1	1								学 類 共 通	専門基礎科目（必修）		
		2	2									専門基礎科目（選択）		
		3	3									専門語学 I		
		4	4									専門語学 II		
		1	1								生物資源科学	農林生物学コース		
		2	2								専門科目 I	応用生命化学コース		
		3	3									環境工学コース		
		4	4									社会経済学コース		
		5	5									コ ー ス 共 通		
		1	1								専門科目 II	農林生物学コース		
		2	2									応用生命化学コース		
		3	3									環境工学コース		
		4	4									社会経済学コース		
		5	5									コ ー ス 共 通		

コ 一 ド							コ 一 ド の 内 容										
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7				
							学 群	学 類	主専攻分野等	分 野							
E	C	4	1						横断領域科目	インターンシップ							
			2							食糧・環境・国際開発							
			3							そ の 他							
			5	1						卒 業 研 究	卒 業 研 究						
			0	0						そ の 他	そ の 他						
	E	1	1						地 球 学 類	学 類 共 通							
		2	1							地 球 環 境 学	人 間 環 境 系						
		2	2								自 然 環 境 系						
		2	3								共 通						
		3	1							地 球 進 化 学							
		4	1							地 球 環 境 シ ス テ ム 学							
		5	1							卒 業 研 究							
		0	0							そ の 他							
	E	G	0	0					学 群 共 通	生 命 環 境 学 隣 通	專 門 基 礎 科 目 必 修						
			1	1							專 門 科 目 必 修						
			2	2							專 門 基 礎 科 目 選 択						
			3	3							專 門 科 目 選 択						
			1	0					生 物 学 類	生 命 環 境 学 隣	專 門 基 礎 科 目 必 修						
			1	1							專 門 科 目 必 修						
			2								專 門 科 目 選 択						
			3						生 物 資 源 学 類	生 命 環 境 学 隣	專 門 基 礎 科 目 必 修						
			4	0							專 門 科 目 必 修						
			5								專 門 基 礎 科 目 選 択						
			6								專 門 科 目 選 択						
			7	0					地 球 学 類	生 命 環 境 学 隣	專 門 基 礎 科 目 必 修						
			1	1							專 門 科 目 必 修						
			8								セ ミ ナ 一 等						
			9								卒 業 研 究						
		Z							学 群 共 通	そ の 他 (生 命 環 境 学 群 開 設)	專 門 基 礎 科 目 選 択						
		專 門 科 目 選 択															

コ 一 ド							コ 一 ド の 内 容											
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7					
							学 群	学 類	主専攻分野等	分 野			授業の方法					
F	A	1					理 工 学 群	学 群 共 通	数 学 類	数 学	1 年次に履修するもの	1 年次に履修するもの(但し平成24年以前入学者対象)	2 年次に履修するもの	3 年次に履修するもの	4 年次に履修するもの			
		2																
		3																
		4																
		5																
		6																
		0																
	B	A	1															
		1	1															
		2	2															
C	A	3	3				物 理 学 類	専 門 基 礎 (共 通)	物 理	物 理 (1)	物 理	(1)	物 理	(2)	物 理	(3)	物 理	(4)
		4	4															
		0	0															
	B	A																
		B																
		C	2															
		3	3															
		4	4															
	E	1	1				化 学 類	化 学	化 学	化 学 (1)	化 学	(1)	化 学	(2)	化 学	(3)	化 学	(4)
		2	2															
		3	3															
		4	4															
		0	0															
F	F	1					応 用 理 工 学 類	学 類 共 通	応 用 物 理	化 学 (1)	化 学	(1)	化 学	(2)	化 学	(3)	化 学	(4)
		2																
		3																
		4																
		5																
		0																

コ 一 ド							コ 一 ド の 内 容										
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7				
							学 群	学 類	主専攻分野等	分 野			授業の方法				
F	G	1	0				工学システム学類	学類共通	専門基礎必修								
			1						共通選択 設計 ・システム系								
			2						共通選択 材料 ・バイオ系								
			3						共通選択 実務系								
			4						専門基礎自由 (卒業要件内)								
			5						専門基礎自由 (卒業要件外)								
			6						自由・特別講義								
			7						専門選択								
			8						共通必修								
			9														
	2	2	0				知的・機能 工学システム	専門必修									
			1						専門選択 設計 ・システム系								
			2						専門選択 材料 ・バイオ系								
			3						専門選択 実務系								
			4						専門選択 基幹								
			5						専門選択 応用								
			9														
	4	4	0				エネルギー・ メカニクス	専門必修									
			1						専門選択 設計 ・システム系								
			2						専門選択 材料 ・バイオ系								
			3						専門選択 実務系								
			4						専門選択 基幹								
			5						専門選択 応用								
			6						専門自由								
			9														

コ 一 ド							コ 一 ド の 内 容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							学 群	学 類	主専攻分野等	分 野			
F	G	0	0						そ の 他	その他 必修			
			1							その他 選択			
			6							その他 自由			
	H	1	1						社会工学類	学 類 共 通	共 通		
		2	4							社会経済 シス テム	戦略行動システム		
			5								共 通		
			6								計量分析システム		
			7								公共システム		
		3	2						経 営 工 学	マ ネ ジ メ ン ト			
			3							情 報 技 術			
			4	2						数理工学モデル化			
				3						共 通			
				4	5				都 市 計 画	共 通			
					6					環 境 と ま ち づ く り			
					7					都 市 構 造 ・ 社 会 基 盤			
					8					地 域 科 学			
				6					専 門 基 础				
				0	0				そ の 他	そ の 他			
	J	1							Bachelor's Program in Interdiscipli- nary Engineering	Major Subjects• Required 専門			
		2								Foundation Subjects for Major• Required 専門基礎			

コ 一 ド							コ 一 ド の 内 容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							学 群	学 類	主専攻分野等	分 野			授業の方法
G	A	1					情報学群	学群共通	専門基礎科目				
		4							専門科目				
	B	1						情報科学類	学類共通				
		2							ソフトウェア				
		3							サイエンス				
		4							情報システム				
		0							知能情報				
	C	1						情報メディア創成学類	メデイア	専門基礎・必修			
		2							専門基礎・選択				
		3							専門基礎・自由				
		4							専門・必修				
		5							専門・選択				
	E	6							専門・自由				
		0						知識情報・図書館学類	その他				
		1							専門基礎・必修				
		2							専門基礎・選択				
		3							専門・学類共通				
		4							専門・学類共通 (必修・特論)				
		5							知識科学				
		6							知識情報システム				
		7							情報資源経営				
		8							その他				
		0											

コ 一 ド							コ 一 ド の 内 容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							学 群	学 類	主専攻分野等	分 野			
H	A	1	0				医 学 群	学 群 共 通	共 通				
	B	1	1					医 学 類	専門基礎科目				
		2						基 础 科 目					
		3	1					関 連 科 目					
			2					専 門 科 目	1 年 次 で 履 修 す る も の				
			3						2 年 次 で 履 修 す る も の				
			4						3 年 次 で 履 修 す る も の				
			5						4 年 次 で 履 修 す る も の				
			6						5 年 次 で 履 修 す る も の				
			7						6 年 次 で 履 修 す る も の				
		C	1	0			看 護 学 類	基 础 科 目	複 数 の 学 年 で 履 修 す る も の				
			1					化 学					
			2					生 物 学					
			2	0				物 理 学					
				1				専門基礎科目	心と行動の科学				
				2					人間と生命科学				
			3	0					生活支援科学				
				1				専 門 科 目	臨 床 看 護 実 践				
				2					地 域 看 護 実 践				
				3					臨 床 看 護 実 践				
				4					地 域 看 護 実 践				
				5					生 涯 発 達 看 護				
				6					生 涯 発 達 看 護				
				7					生 涯 発 達 看 護				
			4	0					地 域 看 護 実 践				
				1					看 護 の 発 展				
				2					保 健 師 科 目				
		9	0						養 護 科 目				
								ヘルスケア 原 理					

コード							コードの内容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							学群	学類	主専攻分野等	分野			
H	E	1	0				医療科学類	基礎科目	化学生物物理学 物理医学 関連科目				
		1	1					専門基礎科目	人体の構造と機能 疾病の成り立ち及び医学検査の基礎 保険医療福祉と医学検査 医療工学・情報科学 先端医学の基礎				
		2	0					専門科目	臨床病態学 形態検査学 生物化学分析検査学 病因・生体防御検査学 生理機能検査学 検査総合管理学 分子病態学 病態医工学 環境病態学 臨地実習				
		3	1					国際医療科学主専攻専門科目					
		2	2										
		3	3										
		4	4	0									
V	B	1	0				グローバル教育院	地球規模課題学位プログラム（学士）	共通				
		2	0						共通				
		2	1						地球環境				
		2	2						リスク・安全				
		3	0						人間	共通			
		3	1							社会共生			
		3	2							人の健幸			
		4							その他				

コ　一　ド							コ　一　ド　の　内　容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							学群・学類	主専攻分野等	分　野				授業の方法
W	1	4					1	体育 専門 学群	体育学	共通	授業科目の整理 上の番号	講　義	講　義
		5					2						演　習
		6					3						実習(実験 ・実技を含 む。)
		7					4						講義・演習
		8					5						講義・実習
		9					6						演習・実習
		0					7						講義・演習 ・実習
		1					8	専門 基礎 科目	学群 総合 科目	卒業論文又 は卒業研究	そ　の　他		卒業論文又 は卒業研究
		7					0						そ　の　他
		8					1						そ　の　他
		9					2						そ　の　他
		0					3						そ　の　他
		1					4						そ　の　他
		2					5						そ　の　他
		3					6						そ　の　他
		4					7						そ　の　他
		5					8						そ　の　他
		6					9						そ　の　他
		7					0						そ　の　他
		8					1						そ　の　他
		9					2						そ　の　他
	0	0					3						そ　の　他

コ 一 ド							コ 一 ド の 内 容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							学群・学類	主専攻分野等	分 野				授業の方法
Y	A	A					1	芸術専門学群	専門基礎科目	美術史領域	授業科目の整理 上の番号		講 義
		B					2			芸術支援領域			演 習
		C					3			洋画領域			実習(実験 ・実技を含 む。)
		D					4			版画領域			講義・演習
		E					5			日本画領域			講義・実習
		F					6			彫塑領域			演習・実習
		G					7			書領域			講義・演習 ・実習
		H					8			クラフト領域			卒業論文又 は卒業研究
		J					0			総合造形領域			その 他
		K								構成領域			
		L								ビジュアル デザイン領域			
		N								情報・プロダクト デザイン領域			
		P								環境デザイン 領域			
		Q								建築デザイン 領域			
		X								共 通			
	B	A						専門科目		美術史領域			
		B								芸術支援領域			
		C								洋画領域			
		D								版画領域			
		E								日本画領域			
		F								彫塑領域			
		G								書領域			
		H								クラフト領域			
		J								総合造形領域			
		K								構成領域			
		L								ビジュアル デザイン領域			
		N								情報・プロダクト デザイン領域			
		P								環境デザイン 領域			
		Q								建築デザイン 領域			
		X								共 通			

8. 学群学生の授業科目の履修方法等に関する要項

平成 18 年 3 月 1 日
教育担当副学長裁定
改正 平成 18 年 1 月 8 日
平成 19 年 3 月 27 日
平成 20 年 2 月 26 日
平成 21 年 3 月 2 日
平成 21 年 7 月 31 日
平成 23 年 3 月 31 日
平成 24 年 3 月 31 日
平成 25 年 3 月 31 日
平成 26 年 3 月 6 日
平成 27 年 3 月 17 日
平成 28 年 3 月 15 日
平成 31 年 2 月 19 日
令和 元年 7 月 31 日
令和 元年 10 月 20 日
令和 2 年 3 月 3 日
令和 2 年 10 月 22 日
令和 4 年 2 月 4 日

(目的)

1 この裁定は、筑波大学の学士課程の学生に係る授業科目の履修方法、単位の振替及び単位認定の対象となる学修に関する基準等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(共通科目の履修方法等)

2 筑波大学学群学則（平成 16 年法人規則第 10 号。以下「学群学則」という。）第 24 条第 2 項に規定する基礎科目のうち共通科目の区分及び当該区分に応じ修得しなければならない単位数は、次の表のとおりとする。

区分	単位数
総合科目	3 単位（ファーストイイヤーセミナー、学問への誘い及び学士基盤科目 各 1 単位）以上で、学群、学類、グローバル教育院及びグローバル教育院に置く学位プログラム（以下「学群等」という。）で定める単位
体育	2～3 单位
外國語 (第 1 外国語)	学群等で定める単位（ただし 4 単位以上とする。）
外國語 (第 2 外国語)	学群等で定める単位
情報	4 単位（情報リテラシー（講義・演習）及びデータサイエンス）
国語	学群等で定める単位
芸術	学群等で定める単位

3 前項の共通科目の履修方法は、次のとおりとする。

- (1) 「総合科目」のうち、ファーストイイヤーセミナー及び学問への誘いについては入学した年次において履修することを標準とし、学士基盤科目については卒業までの間に 1 単位以上、履修時の年次にふさわしい科目を履修するものとする。
- (2) 「体育」の単位のうち 2 単位は、入学した年次及び第 2 年次にそれぞれ 1 単位を修得することを標準とする。
- (3) 「外國語」は、原則として第 2 年次までに履修することを標準とする。
- (4) 「情報」は、入学した年次に履修することを標準とする。

(5) 「国語」は、必修とする学群等にあっては、入学した年次に履修することを標準とする。

(6) 「芸術」は、学群等の履修細則に基づく学修計画に沿って履修するものとする。

(教育職員の免許等取得に関する授業科目及び履修方法)

4 学群学則第26条に規定する教育職員の免許等の取得に係る授業科目及びその履修方法は、別表第1から別表第13までのとおりとする。

(秋学期入学者に対する教育課程)

5 秋学期に入学した者（以下「秋学期入学者」という。）の第1年次における教育課程については別表第14のとおりとし、入学後の標準的な履修については別表第15のとおりとする。

(履修を中断した授業科目の継続履修及び単位の授与)

6 学群学則第47条第1項に規定する休学の許可を受けた学生のうち外国の大学若しくは短期大学で学修することを目的として休学したもの又は学群学則第51条第1項の規定に基づき留学した学生は、筑波大学における履修を中断した授業科目について、次項から第11項までに定めるところにより継続履修及びそれに伴う単位認定を行うことができるものとする。

7 前項の規定により学生が継続履修を申請することができる授業科目は、休学又は留学した年度に履修を中断した授業科目であって翌年度において開設されているものとする。

8 学生が継続履修を申請することができる授業科目の中止期間は、原則として1年以内とする。

(継続履修の申請)

9 継続履修を申請しようとする学生は、休学又は留学の期間終了後2週間以内に、履修を中断した授業科目のうち継続履修を希望するものについて、あらかじめ当該授業科目の担当教員の許可を得た上で、別記様式第1号の継続履修申請書を所属する学群、グローバル教育院又は総合学域群の長に提出しなければならない。

(単位の授与)

10 前項の規定により継続履修した授業科目については、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、単位を授与することができる。

(1) 当該授業科目を履修した期間が、中断前と中断後の期間を合算して通常の履修期間と同等以上である場合

(2) 当該授業科目の履修について、中断しないで履修し単位を修得した学生と同等以上の教育効果が得られたものと判断される場合

(履修報告及び単位認定申請)

11 筑波大学学群学生の他大学等における授業科目の履修等に関する法人細則（平成17年法人細則第18号）第5条に規定する履修報告書は別記様式第2号の、第9条第1項に規定する単位認定申請書は別記様式第3号の、同条第2項に規定する単位認定通知書は別記様式第4号のとおりとする。

(単位を与えることのできる学修)

12 大学設置基準第29条第1項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平成3年文部省告示第68号。次項において「告示」という。）第11号の規定に基づき、筑波大学が単位を与えることができるものは、別表第16及び別表第17のとおりとする。

13 学群、グローバル教育院又は総合学域群の長は、別表第16及び別表第17に定めるもののほか、告示第11号の規定に基づき、筑波大学で単位を与えようとするときは、当該単位に係る授業科目を開設する教育組織等があらかじめ設定した基準以上の成果を単位と認める基準として定め、全学教育課程委員会の議を経て、教育を担当する副学長の承認を得なければならない。

附 記

この裁定は、平成18年3月1日から実施する。

附 記(平18. 11. 8)

この裁定は、平成18年11月8日から実施し、改正後の学群学生の授業科目の履修方法等に関する要項の規定は、同年4月1日から適用する。

附 記(平19. 3. 27)

この裁定は、平成19年4月1日から実施する。

附 記(平20. 2. 26)

この裁定は、平成20年4月1日から実施する。

附 記(平21. 3. 2)

この裁定は、平成21年4月1日から実施し、平成21年度入学者から適用する。

附 記(平21. 7. 31)

この裁定は、平成21年8月1日から実施する。

附 記(平23. 3. 31)

この裁定は、平成23年4月1日から実施する。ただし、この裁定改正前に筑波大学に入学した者にあっては、この裁定の一部改正にかかわらず、なお従前の例による。

附 記(平24. 3. 31)

この裁定は、平成24年4月1日から実施する。

附 記(平25. 3. 31)

この裁定は、平成25年4月1日から実施する。

附 記(平26. 3. 6)

この裁定は、平成26年4月1日から実施する。

附 記(平27. 3. 17)

この裁定は、平成27年4月1日から実施する。ただし、この裁定改正前に筑波大学に入学した者にあっては、この裁定の一部改正にかかわらず、なお従前の例による。

附 記(平28. 3. 15)

この裁定は、平成28年4月1日から実施する。ただし、この裁定改正前に筑波大学に入学した者にあっては、この裁定の一部改正にかかわらず、なお従前の例による。

附 記(平31. 2. 19)

この裁定は、平成31年4月1日から実施する。ただし、この裁定改正前に筑波大学に入学した者にあっては、この裁定の一部改正にかかわらず、なお従前の例による。

附 記(令元. 7. 31)

この裁定は、令和元年10月1日から実施する。

附 記(令元. 10. 20)

この裁定は、令和2年4月1日から実施する。ただし、この裁定による改正後の第3項第1号の規定は、平成31年度以降に筑波大学に入学した者から適用する。

附 記(令2. 3. 3)

この裁定は、令和2年4月1日から実施する。

附 記(令2. 10. 22)

この裁定は、令和3年4月1日から実施する。

附 記(令4. 2. 4)

この裁定は、令和4年4月1日から実施する。

別表第17 (第12項関係)

筑波大学が単位を与えることができる学修について（英語能力判定のための学修）

学群・学類等		※TOEFL ペーパー版テストの点数 【インターネット版テストの点数】	※TOEIC	※IELTS
人文・文化学群	人文学類	565点以上【86点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	800点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
	比較文化学類	565点以上【86点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	800点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
	日本語・日本文化学類	565点以上【86点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	800点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
国際学群	社会学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
	国際総合学類	567点以上【86点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	800点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
人間学群	教育学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
	心理学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
	障害科学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
生命環境学群	生物学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
	生물資源学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
	地球学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
理工学群	数学類	600点以上【100点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	800点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	7.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
	物理学類	600点以上【100点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	800点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	7.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
	化学類	600点以上【100点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	800点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	7.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
	応用理工学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
	工学システム学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
	社会工学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
情報学群	情報科学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
	情報メディア創成学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
	知識情報・図書館学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
医学群	医学類	600点以上【100点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	800点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	7.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
	看護学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
	医療科学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
体育専門学群		550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
芸術専門学群		550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
総合学域群		600点以上【100点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	800点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	7.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
共通科目	グローバルコミュニケーション教育センター	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)

(注) TOEFLは550点【79点】、TOEICは730点、IELTSは6.0をグローバルコミュニケーション教育センターで定める最低の基準とし、学類・専門学群にあってはそれ以上でなければならない。

(注) TOEIC IPテストおよびTOEFL ITPテストは、対象外とする。

9. 筑波大学学群試験実施要項

平成 18 年 3 月 1 日
教育担当副学長裁定

最終改正 令和 2 年 10 月 22 日

(趣旨)

- 1 この裁定は、筑波大学学群学則（平成 16 年法人規則第 10 号。以下「学群学則」という。）第 34 条及び第 35 条に規定する学士課程における授業科目の試験（以下「科目の試験」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(科目の試験の期間)

- 2 科目の試験は、原則として、期末試験（学期中に期間を定めて行うものをいう。以下同じ。）の期間に実施するものとする。

(科目の試験の方法)

- 3 科目の試験は、当該授業科目を担当する教員（以下「担当教員」という。）が筆記試験、口述試験、実技試験その他の方法により行うものとする。

(学生証の提示)

- 4 科目の試験を受ける学生（科目等履修生を含む。以下同じ。）には、科目の試験の時間中、学生証（科目等履修生にあっては身分証明書）を机上に提示させるものとする。

(科目の試験の結果に係る報告)

- 5 担当教員は、原則として試験期間の最終日から 2 週間以内に、科目の試験の結果を、学群学則第 35 条第 1 項に規定する評語（以下「評語」という。）により、当該授業科目を開設する学群の学群長又はグローバル教育院の教育院長（以下「学群長等」という。）に報告しなければならない。

(評価の特例)

- 6 2 つの学期にわたり授業を行う授業科目は、学期ごとに科目の試験を行い、その結果をその都度評価し、かつ、最終学期において総合評価するものとする。

(追試験)

- 7 病気その他やむを得ない理由により、科目の試験を受けることができなかつた学生については、当該授業科目を開設する学群長等が特に必要があると認める場合に限り、追試験を行うことができる。

(追試験の手続)

- 8 追試験の受験を希望する学生には、期末試験については当該試験期間の初日から 2 週間以内に、卒業予定者の卒業判定に係る科目の試験については当該試験期間の最終日から 2 日以内に、別記様式の追試験願を、所属する教育組織等の長を経て授業科目を開設する学群長等に提出させるものとする。

(追試験の実施期限)

- 9 追試験の実施期限は、春学期の期末試験に係るものについては秋学期の第 2 週まで、秋学期の期末試験に係るものについては 3 月 25 日までとし、卒業予定者の卒業判定に係る科目の試験については当該期末試験の終了後 1 週間以内とする。

(追試験の結果に係る報告)

- 10 担当教員は、追試験の結果について、春学期の期末試験に係るものについては追試験の終了後 1 週間以内に、秋学期の期末試験に係るものについては 3 月 25 日までに、卒業予定者の卒業判定に係る科目の試験については追試験の終了後 2 日以内に、評語により、当該授業科目を開設する学群長等に報告しなければならない。

(成績の通知)

- 11 科目の試験の成績については、あらかじめ指定された日時に学生に通知する。

(評語の評価基準)

- 12 科目の試験の結果を評価するために使用する評語の評価基準は、別表のとおりとする。

(不正行為)

1 3 科目の試験の際に学生が不正行為を行った場合は、人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群又は医学群にあっては学類教育会議及び学群運営委員会、体育専門学群及び芸術専門学群にあっては専門学群教育会議、グローバル教育院にあってはグローバル教育院会議、総合学域群にあっては総合学域群運営委員会（第15項において「教育会議等」という。）の議を経て、当該学生の所属する教育組織等の長が次のいずれかの措置を講ずる。

- (1) 当該授業科目に係る受験の無効
- (2) 当該授業科目が開設されている学期の全授業科目に係る受験の無効

1 4 前項の不正行為は、同項に規定する措置のほか、学群学則第60条に規定する懲戒の対象となる。

(雑則)

1 5 この裁定に定めるもののほか、科目の試験の実施に関し必要な事項は、教育会議等においてその都度定める。

附 記

この裁定は、平成18年3月1日から実施する。

附 記

この裁定は、平成19年4月1日から実施する。ただし、この裁定改正前に筑波大学に入学した者にあっては、この裁定の一部改正にかかわらず、なお従前の例による。

附 記

この裁定は、平成23年4月1日から実施する。ただし、この裁定改正前に筑波大学に入学した者のドイツ語に係る検定試験の実施にあっては、この裁定の一部改正にかかわらず、なお従前の例による。

附 記

この裁定は、平成25年4月1日から実施する。

附 記

この裁定は、平成28年4月1日から実施する。

附 記

この裁定は、令和3年4月1日から実施する。

別表（第12項関係）

評語	G P (評価点)	評価基準	参考 (100点満点での目安)
A+	4. 3	到達目標を達成し、きわめて優秀な成績をおさめている	90点以上
A	4	到達目標を達成し、優秀な成績をおさめている	80～89点
B	3	到達目標を達成している	70～79点
C	2	到達目標を最低限達成している	60～69点
D	0	到達目標を達成していない	60点未満
P	—	定められた学修水準に到達している	—
F	—	定められた学修水準に到達していない	—

別記様式第1号（略）

10. 履修科目登録単位数の上限設定及び早期卒業制度の実施に関するガイドライン

〔 令和2年10月22日
学群教育会議決定 〕

(履修科目の登録の上限の基本方針)

- 1 筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第33条に規定する履修科目的登録の上限については、次の表に掲げる事項を踏まえて要件及び単位数を定めるものとする。

項目	基本方針	備考
1年間の履修科目登録単位数の上限	筑波大学としての上限は45単位とし、各学群、学類、グローバル教育院及びグローバル教育院に置く学位プログラム（以下「学群等」という。）並びに総合学域群においては、この範囲内で適切な上限を定める。	（左記の単位数の設定に係る考え方） 単位制度の実質化を図るという本制度の趣旨を踏まえつつ、筑波大学の教育課程の特色及び「教職に関する科目」等の取扱いを勘案し、筑波大学における適切な上限単位数を設定した。
「所定の単位を優れた成績をもって修得した学生」を認定する基準	学群等及び総合学域群において、修得単位数、成績評価、必修科目的単位修得状況等による適切な基準を定める。	
上限を超えて履修科目的登録を認める場合の1年間の上限単位数	55単位を標準とし、学群等及び総合学域群において適切に定める。	
上限を超えた履修登録の許可を申請できる学生	2年次から4年次までの学生（原則として、修業年限を超えて在学している学生を除く。）とする。 ただし、学期単位で上限を定め、学期毎に上限を超えた履修登録の審査・認定を行う体制が整備されている場合は、1年次の秋学期（秋学期入学者にあっては春学期）から申請を可能とする。	
上限を超えた履修登録の許可の申請時期	原則として、履修申請の期限内で、認定手続に係る期間を考慮した時期とする。	
上限を超えた履修登録を審査・認定するための手順	学群等及び総合学域群の対応委員会において、基準に基づき審査の上、学群等にあっては教育会議又は運営委員会（次項において「教育会議等」という。）、総合学域群にあっては総合学域群運営委員会で認定する。	

(早期卒業の基本方針)

- 2 学群学則第40条に規定する早期卒業の基準については、次の表に掲げる事項を踏まえて定めるものとする。

項目	基本方針
学修の成果に係る評価の基準 (授業科目に係る成績評価の基準)	試験のみではなく、学生の授業への出席状況、課題への対応状況、レポート等の提出状況等、学生の日常的な授業への取組と成果を考慮した多元的な基準を、学群等において適切に定める。
学校教育法（昭和22年法律第26号）第89条に規定する卒業の認定の基準	学群等において、修得単位数、成績評価、卒業論文、卒業研究等により、入学時からの成績を段階的に判定し、評価できる適切な基準を定める。

公表の方法	学群等の履修に関する部局細則等に係る事項及び全学的な共通事項は、履修要覧に掲載する。 その他制度の運用に関し必要な事項は、シラバス、ホームページ等において掲載するなどし、学群等において公表する。
履修科目として登録することができる単位数の上限設定及びその適切な運用	前項に準じて検討する。
早期卒業の対象者として適格な学生	学群等で、各年次において前項の「所定の単位を優れた成績をもって修得した学生」を認定する基準を満たした者であって、指導を行う上で適格者と判断するための基準を定める。
早期卒業の申請時期	学群等において、早期卒業のための授業計画等を考慮し適切に定める。
早期卒業の希望者に係る適格性の審査及び早期卒業の認定を行うための手順	学群等の対応委員会において、この表の「学修の成果に係る評価の基準（授業科目に係る成績評価の基準）」に基づき審査の上、学群等の教育会議等で認定する。
卒業時期	学群等において、学期の区分に従い適切に定める。

(関連事項)

- 3 前2項に関連する事項として、学群等及び総合学域群においては、次の表に掲げる事項に留意の上、学群教育の運営に関する自己点検を行うものとする。ただし、総合学域群にあっては、授業運営、成績評価及び早期卒業に関するものを除く。

項目	基　本　方　針
責任ある授業運営のための取組	教室外の学習についても学生の自主性にのみ任せのではなく、例えばシラバスに明記する等の方法により、学生が事前に行う準備学習や事後の学習、レポートの提出などについて十分な指示を与える等、学群等において取り組む。
厳格な成績評価のための取組	シラバス等において、あらかじめ成績評価の基準を明記した上で、これに基づいた成績評価の実施を徹底する。
適切な学習指導・相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・上限設定に係る履修指導の方法（科目的履修順序の明確化、モデルコースの提示等） ・上限を超えた履修登録を許可した場合の履修指導の方法（履修すべき科目的提示等） ・早期卒業を想定した授業計画（卒業論文又は卒業研究の着手条件、時期、期間、指導体制等） ・成績評価の基準 ・早期卒業の認定の基準 ・オフィスアワーの設定 ・その他上限の設定、早期卒業、責任ある授業運営、厳格な成績評価等に必要な事項
a) 日常的に履修指導を行い得る大学教員等	クラス担任制度の活用のほか、大学教員が学生に対して効果的な履修指導が行えるような体制を学群等及び総合学域群において整備する。
b) ガイダンスの実施	新入生オリエンテーション等のガイダンスについて、学群等及び総合学域群において取り組む。

附　記

- 1 この決定は、令和3年4月1日から実施する。
- 2 履修科目登録単位数の上限設定及び早期卒業制度の実施に関するガイドライン（平成18年3月1日学群・学類連絡会）は、廃止する。

11. 筑波大学学群学則第54条第1項第3号の規定の適用に関する取扱いについて

〔平成19年2月20日〕
〔教育担当副学長決定〕

改正 令和2年3月3日

令和2年10月22日

令和2年12月24日

この決定は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第54条第2項の規定に基づき、同条第1項第3号に規定する「年間15単位以上（医学類にあってはこれに相当する単位又は授業科目の履修）を修得することができない者（特別の理由により、あらかじめ学群長等又は総合学域群長の許可を受けた者を除く。）」の適用に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

1 「特別の理由により、あらかじめ学群長等又は総合学域群長の許可を受けた者」について

「特別の理由により、あらかじめ学群長等又は総合学域群長の許可を受けた者」とは、年間15単位以上を修得することが困難であると認められる者であって、学群長、グローバル教育院の教育院長又は総合学域群長が次の各号のいずれかに該当すると認めたものとする。

- (1) 学群学則第47条に規定する休学を許可され、又は命じられた者
- (2) 学群学則第51条に規定する留学を許可された者
- (3) 学群学則第60条に規定する停学を命じられた者
- (4) 筑波大学学群試験実施要項（平成18年3月1日教育担当副学長裁定）第13項に規定する措置を受けた者
- (5) 学群学則第54条第1項第3号に該当することが明らかとなった学年において、当該学年の属する年度の翌年度における履修を特別な措置として許可された者
- (6) 傷病、障害その他やむを得ない事情がある者
- (7) 前各号に規定する理由以外の理由により年間15単位以上を修得することができない者であって、修学に係る指導を行うことにより、翌年度において年間15単位以上を修得することができるとして認められるもの。ただし、2年間（医学群医学類の教育課程としての第2年次以上の学生にあっては原則として3年間）（ただし、前各号の規定により許可を受けた期間を除く。）連続して、年間の修得単位数が15単位未満である者を除く。

2 前項第5号の適用について

前項第5号については、当該学年の属する年度内に卒業が予定されている者のうち、年度当初において年間15単位未満の単位修得により卒業要件を満たす予定のものであって、かつ、卒業研究等の履修を認められているものが卒業を延期せざるを得なくなった場合に適用する。この場合において、当該者は、クラス担任教員又は卒業研究等の指導教員による卒業を延期すべき理由を付した書面を、所属する学類等の長を経由して学群長又はグローバル教育院の教育院長（以下「学群長等」という。）に提出し、その許可を得るものとする。

なお、学群長等は、前項第5号に規定する特別な措置を許可した者について、教育を担当する副学長に報告するものとする。

3 第1項第6号の適用について

学群長等又は総合学域群長は、第1項第6号を適用したときは、当該者に対し、履修結果及び今後の履修計画について指導を行うとともに、年間15単位以上を修得できない理由を証明する書類を提出させるものとする。

4 第1項第7号の適用について

学群長等又は総合学域群長は、第1項第7号を適用したときは、当該者に対し、履修結果及び今後の履修計画について指導を行うとともに、年間15単位以上を修得することに努める旨の誓約書を提出させるものとする。この場合において、総合学域群長は、あらかじめ当該者が移行先として志望する学類又は芸術専門学群の意見を聞くものとする。

5 適用除外

前各項の規定は、学群学則第4条に規定する在学年限での卒業（総合学域群にあっては学類又は芸術専門学群への移行）ができないことが明らかな者に対しては適用しない。

6 総合学域群の学生の移行に係る留意事項

移行先が決定している総合学域群の学生であって、かつ、第1項各号のいずれかに該当し、学群学則第54条第1項第3号に規定する許可を受けたものについては、総合学域群長から移行先の学類長又は芸術専門学群長に対し、該当する項目を明らかにした上で、その旨を通知するものとする。

7 その他

この決定の適用及び解釈に疑義が生じた場合は、学群教育会議の議を経て、教育を担当する副学長が決定する。

附 記

1 この決定は、平成19年4月1日から実施する。

2 この決定の実施の際現に学群学則第54条第1項第3号の規定に基づき、学群長の許可を受けている者については、この決定の規定により許可を受けたものとみなす。

附 記（令2. 3. 3）

この決定は、令和2年4月1日から実施する。

附 記（令2. 10. 22）

この決定は、令和3年4月1日から実施する。

附 記（令2. 12. 24）

この決定は、令和3年4月1日から実施する。

12. 筑波大学GPA制度に係わる実施要項（学群）

平成24年7月17日
学群教育会議決定
改正 平成27年 3月17日
平成28年 2月16日
令和 2年10月22日

(目的)

- 1 この決定は、筑波大学（以下「本学」という。）におけるグレード・ポイント・アベレージ（履修科目の成績の平均値をいう。以下「GPA」という。）を算出する制度を定めることにより、学士課程の学生の学習意欲を高めるとともに、筑波スタンダードが掲げる教育の質の保証について一層の具体化を進め、適切な修学指導に資することを目的とする。

(G P)

- 2 筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号）第35条及び筑波大学学群試験実施要項（平成18年3月1日教育担当副学長裁定）に規定する成績の評語に対応するグレード・ポイント（各評価により与えられる数値（評価点）をいう。以下「G P」という。）は、次の表に掲げるとおりとする。

評語	G P (評価点)	評価基準	参考 (100点満点での目安)
A+	4.3	到達目標を達成し、きわめて優秀な成績をおさめている	90点以上
A	4	到達目標を達成し、優秀な成績をおさめている	80～89点
B	3	到達目標を達成している	70～79点
C	2	到達目標を最低限達成している	60～69点
D	0	到達目標を達成していない	60点未満
P	—	定められた学修水準に到達している	—
F	—	定められた学修水準に到達していない	—

(GPAの種類及び算出方法)

- 3 GPAの種類は、各学期における学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA（以下「学期GPA」という。）並びに在学中の全期間における学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA（以下「累積GPA」という。）とする。
- 4 学期GPA及び累積GPAの算出方法は次に掲げるとおりとし、算出された数値の小数点以下第3位の端数については切り捨てるものとする。
- (1) 学期GPAの算出方法

$$\text{学期GPA} = \frac{\text{(当該学期の「A+」の単位数} \times 4.3 + \text{「A」の単位数} \times 4 + \text{「B」の単位数} \times 3 + \text{「C」の単位数} \times 2)}{\text{当該学期の総履修登録単位数}}$$

(2) 累積GPAの算出方法

$$\text{累積GPA} = \frac{\text{(全期間の「A+」の単位数} \times 4.3 + \text{「A」の単位数} \times 4 + \text{「B」の単位数} \times 3 + \text{「C」の単位数} \times 2)}{\text{全期間の総履修登録単位数}}$$

(GPAの対象科目)

- 5 GPAの対象科目は、各教育組織の履修細則等に規定する卒業要件に係る授業科目とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、次に掲げる授業科目については、学期GPA及び累積GPAの対象科目から除くものとする。
- (1) 本学で修得した単位とみなされた授業科目
 - (2) 「P」又は「F」の評語で評価される授業科目
 - (3) 学類長からの要請を踏まえ学群長が指定する授業科目
- 7 前2項の規定にかかわらず、総合学域群にあっては、前項第1号及び第2号の授業科目以外の授業科目を対象科目とする。
- (成績評価の厳格化)
- 8 学群長、総合智教育推進委員会学群共通科目部会に置かれる共通科目の専門部会の部会長等は、関係学類、関係共通科目等における成績の評価に係る分布の目標をあらかじめ定め、公表するものとする。
- (成績通知及び成績証明書)
- 9 各学期の成績通知においては、学期GPA及び累積GPAを記載するものとする。
- 10 成績証明書にGPAを記載する場合は、GPAの算出方法等について併せて記載する。

(雑則)

- 11 この決定に定めるもののほか、GPAの実施に関し必要な事項は、学群教育会議の議を経て、教育を担当する副学長が別に定める。

附 記

この決定は、平成25年4月1日から実施し、平成25年度入学者から適用する。

附 記(平27.3.17)

この決定は、平成27年4月1日から実施する。

附 記(平28.2.16)

この決定は、平成28年4月1日から実施する。

附 記(令2.10.22)

この決定は、令和3年4月1日から実施する。

GPA 制度への QA 学生用

2016.3

[平成 25 年度 GPA 制度導入時の概要と変更点]

- 平成 25 年度学群入学者から、GPA が適用されます。
- 評語 A が A+ と A に分割され、成績は A+, A, B, C, D の 5 段階評価となります。
- 履修放棄した科目的評価は D または F になります。

[平成 28 年度からの変更点]

- 平成 28 年 4 月 1 日から GP (評価点) が次のように改定されます。

評語	A+	A	B	C	D	P	F
新 GP	4.3	4	3	2	0	—	—
旧 GP	4	3	2	1	0	—	—

- 新しい GP は、GPA 対象学生（平成 25 年度以降入学の学群生）全員に適用されます。
- GP の改定は過去に遡って適用され、累積 GPA と平成 27 年度までの学期 GPA は、新 GP による値に計算しなおされます。
- 平成 28 年 4 月 1 日以降、TWINS の成績確認画面、成績証明書、及び保護者への成績通知における GPA は、新 GP により再計算された値となります。
- 平成 27 年度秋学期の成績通知における GPA は旧 GP による計算ですが、平成 28 年 4 月以降に TWINS で表示される GPA は新 GP で再計算した値です。再計算に関する保護者への説明は、平成 28 年春学期の成績通知送付時（平成 28 年 9 月）に行います。

Q1 GPA とは何ですか？

A1 GPA は Grade Point Average の略称で、アメリカにおいて行われている学生の到達度評価方法の一種です。授業科目ごとの成績を何段階かで評価し、評語に対してグレードポイントを付与してその平均を計算したものです。

A+ や A が多く、C や D が少ないと GPA の値が大きく（良く）なります。履修放棄があると D を増やすことになり、GPA の値が小さく（悪く）なります。履修した科目は確実によい評価をとることが基本です。

Q2 GPA 制度を導入する目的は？

A2 成績の状況を具体的に示されることによって、学生は自分に合った履修計画を立てられます。筑波スタンダードが掲げる教育の質の保証の具体化につながります。

Q3 いつから GPA 制度が導入されますか？

A3 平成 25 年度以降の学群入学者に導入されます。平成 24 年度以前の入学者は GPA は計算されず、表示もされません。また、大学院への導入時期は未定です。

Q4 GPA はどこに表示されますか？

A4 TWINS の成績確認画面及び保護者に送付する成績通知書に表示されます。

Q5 成績評価の基準は変わりますか？

A5 はい、平成 25 年度から成績の評語と基準が次表のように変わります。学群・大学院を問わず、成績評価が 5 段階で行われます。A+, A, B, C と P が合格で単位修得でき、D と F が不合格で単位修得できません。授業に出ることをやめ、履修を放棄した場合、平成 24 年度までは TWINS で成績を参照

した際に D でなく「-」が表示されることがありましたが、平成 25 年度からは履修放棄は全て不合格（D または F）となります。

評語	GP (評価点)	評価基準	参考 (100 点満点での目安)
A+	4.3	到達目標を達成し、きわめて優秀な成績をおさめている	90 点以上
A	4	到達目標を達成し、優秀な成績をおさめている	80~89 点
B	3	到達目標を達成している	70~79 点
C	2	到達目標を最低限達成している	60~69 点
D	0	到達目標を達成していない	60 点未満
P	-	定められた学修水準に到達している	-
F	-	定められた学修水準に到達していない	-

Q6 履修登録の取り消しは可能ですか？

A6 当該科目の履修登録期間内であれば TWINS で履修の取り消しができます。期間後に取り消すことはできません。やむを得ない事情がある場合は、履修申請変更願を学群長に提出してください。

Q7 履修科目が不合格だった場合の影響は？

A7 平成 24 年度までの入学者の場合、従来もこれからも、成績証明書等に不合格科目は表示されず、不合格の多寡は第三者に判りません。平成 25 年度以降入学者の場合、成績証明書に不合格科目が表示されない点は同じですが、GPA から不合格の多さが推測できます（不合格の科目も GPA 計算の分母に算入されるため）。

Q8 GPA 計算の対象となる科目は？

A8 当該学群・学類の学群履修細則に規定する卒業要件に係わる科目が対象になります。ただし、卒業要件に含まれる場合であっても、本学で修得した単位と認定された授業科目、P または F で評価される授業科目は除外します。これ以外に GPA 計算の対象から除外する科目がある場合は、各学群・学類の学群履修細則に示されています。

Q9 GPA の計算方式は？

A9 GPA の対象科目を用いて計算します。「学期 GPA」は当該学期における学修の成果を示す指標で、当該学期の GPA 対象科目について基準時点（決められた日時）の GPA を算出したものです。「累積 GPA」は入学以来の全期間の学修の成果を示す指標で、入学以来の GPA 対象科目全てについて GPA を算出したものです。計算式は以下のとおりです。

$$GPA = \frac{(A+)\text{の単位数} \times 4.3 + A\text{の単位数} \times 4 + B\text{の単位数} \times 3 + C\text{の単位数} \times 2 + D\text{の単位数} \times 0}{GPA\text{対象科目の総履修登録単位数}}$$

なお、GPA は小数点第 2 位までとし、小数点第 3 位以下は切り捨てます。

参考のために簡単な計算例を示します。新入生の春学期の学期 GPA と累積 GPA は同じ値ですが、秋学期以降は異なります。

		A+	A	B	C	D	計	GPA
春学期	単位数	10	5	5	0	0	20	3.90
	GP	43	20	15	0	0	78	
秋学期	単位数	5	0	0	5	10	20	1.57
	GP	21.5	0	0	10	0	31.5	
秋学期時点の累積	単位数	15	5	5	5	10	40	2.73
	GP	64.5	20	15	10	0	109.5	

Q10 成績証明書に GPA は表示されますか？

A10 GPA が表示される成績証明書と、表示されない成績証明書があります。発行する際に学生自身が選択することができます。

Q11 GPA はいつ計算されるのですか？

A11 学期 GPA と累積 GPA は春 C と秋 C の成績入力期限直後の決められた日時に計算されます。その日以降に成績評価が変更されても学期 GPA には反映されません。累積 GPA は成績証明書を発行する都度、その時点の成績で再計算されますが、TWINS の画面には次の学期 GPA 計算時まで反映されません。

Q12 成績がついていない科目は GPA にどう影響しますか？

A12 成績が確定していない科目は GPA 計算に含みません。成績が確定した時点からは前項と同様です。

Q13 総合科目や体育など、履修制限を受けて第 2 希望の科目になったのですが、それでも GPA 計算の対象になりますか？

A13 はい、受講調整の有無と成績評価は無関係で、GPA 計算の対象になります。

Q14 他学群・他学類の開設科目も GPA 計算の対象になりますか？

A14 学群履修細則で卒業要件の対象となっている科目はすべて原則として GPA 計算の対象になります。GPA 計算の対象外となる科目は学群履修細則に明示されます。

Q15 資格関係の科目も GPA 計算の対象になりますか？

A15 資格取得のための科目であっても、学群履修細則で卒業要件の対象で、GPA 計算の対象外でなければ GPA 計算対象です。

Q16 留学先や他大学でとった成績は GPA に反映されますか？

A16 筑波大学とは評価基準が異なるので算入できません。入学前の修得単位も同じです。

Q17 GPA はどのように使われますか？

A17 主に修学指導に使われる事を想定しています。

Q18 GPA が一定水準に達しないと、退学勧告が行われるのですか？

A18 現時点ではそのような利用は考えていません。

Q19 再履修した科目は、どちらの成績が GPA に反映されますか？

A19 どちらの成績も GPA の計算対象となります。分母には延べ単位数が加算されます。

13. 学群学生の大学院授業科目履修を許可する取扱い

〔平成18年12月14日
教育研究評議会承認〕

改正 平成23年2月15日

改正 平成25年2月22日

改正 平成28年3月15日

改正 令和2年2月18日

(趣旨)

学士課程の教育においては、専門の骨格を正確に把握させると同時に、学生が広い視野を持ち学問を総合的に把握し、課題を探求できるような幅広い教育を施すことが重要である。

また、大学院は教育機関としての本質を踏まえ、大学院教育の実質化、国際的な通用性、信頼性の向上を通じ、世界規模での競争力の強化を図ることを重要な視点として、教育研究機能の強化を推進していくことが肝要である。

このため、本学では、学群において優秀な成績を修め、かつ、筑波大学の大学院（以下「本大学院」という。）に進学を希望する学生には、高度の専門知識と深い思考力を養い、もって、本大学院入学後の大学院初期（導入）教育に資すること及び本大学院に進学を希望する学群学生に対し、より早い段階で大学院進学の動機付けを行うことを目的として、指定された大学院の授業科目の履修を認めるものとする。

なお、実施に当たっては、責任ある授業運営と厳格な成績評価の実施の具体的な取り組みを行うこととし、学群教育においては、単位制度の実質化（単位制度の趣旨に沿った十分な学習量の確保）、大学院においては、教育の課程の組織的展開の強化（大学院教育の実質化）の取組が十分に対応できていることに留意するものとする。

(履修の資格)

1 大学院の授業科目（東京キャンパスの専ら夜間の研究群、専攻及び学位プログラムを除く。以下同じ。）を履修することができる学群学生は、次の各号に該当する者とする。

(1) 第3年次（秋学期入学者は第3年次3月、医学群医学類は第5年次）終了時点で、学生が所属する学群・学類（以下「学群等」という。）において成績優秀と認める者

－ 成績優秀と認める者の基準については、学群等において関係学術院・研究群・専攻（以下「学術院等」という。）と調整の上、別に定める。－

(2) 本大学院に進学を希望する者

(履修の手続)

2 大学院の授業科目履修を希望する学群学生は、次の手続を行うものとする。

(1) 別記様式第1号の履修願、第3号の大学院授業科目登録申請書、第4号の単位修得状況調書、成績証明書を所属する学群長に申請する。

(2) 申請時期は別途定めるものとする。

(履修の制限)

3 大学院の授業科目履修に当たっては、次のとおりとする。

(1) 履修可能な授業科目は、原則として10単位を限度とする。

(2) 履修可能な授業科目は、進学を希望する学術院（1学術院に限る。）の授業科目とする。

(履修可能な大学院授業科目の指定)

- 4 履修可能な大学院の授業科目については、学術院等が指定する。

(学群における履修承認)

- 5 学群における大学院授業科目履修の承認は、次の手続により行う。

- (1) 学群等において選考のうえ、学群長が承認する。
(2) 当該学群長は、履修を承認した学生について、当該学生が履修を希望する授業科目を開設する学術院長に通知する。

(大学院における履修許可)

- 6 大学院における授業科目履修の許可は、次の手続により行う。

- (1) 前項において学群長から通知を受けた当該学術院長は、当該学術院において選考のうえ、大学院における授業科目履修の可否を決定する。
(2) 当該学術院長は、選考結果を当該学群長に通知する。
(3) 学術院長から通知を受けた当該学群長は、可と判定された学群学生に対し、別記様式第2号の許可書を交付するものとする。

(修得単位の取扱い)

- 7 本取扱いにより履修し修得した単位は、本大学院入学後に単位を授与するものとし、授与した単位は、本大学院入学後、当該学術院の規定に基づき、本大学院の修了の要件となる単位として認定する。

(その他)

- 8 本取扱いにより学群の学生が大学院の授業科目を履修するに当たっては、国立大学法人筑波大学科目等履修生細則（平成17年法人細則第24号）にかかわらず、大学院の科目等履修生として履修したものとして取り扱うものとする。

- 9 本取扱いにおける規定に基づき、学群又は学術院において個別の取扱いを定めるときは、副学長（教育を担当する副学長。以下この項において同じ。）、関係学群長及び関係学術院長等において協議のうえ、副学長の承認を得るものとする。

附 記（令2.2.18）

- 1 この決定は、令和2年4月1日から実施する。
2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第15号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科並びに当該研究科の専攻及び学位プログラムに係る第1項、第3項から第7項まで及び第9項の規定の適用については、この決定による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。